

LIBRA

2017年 7 月号

〈特集〉

障害のある人の人権と弁護士使命感

〈インタビュー〉

東京弁護士会 前年度会長 小林元治 会員

〈クローズアップ〉

2017(平成29)年度 定期総会



LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2017年7月号

特集

02 障害のある人の人権と弁護士の使命

- 「障害のある人の人権と弁護士の使命」の趣旨 藤岡毅
- 基礎用語・基礎概念 大瀧靖峰
- 基礎講座 深道祐子・近岡美由紀・山田恵太
- 座談会「共に生きること自体に価値がある」
出席：海老原宏美さん・藤井克徳さん・大胡田誠弁護士・田門浩会員 司会：藤岡毅会員
- 障害者権利条約と日本の成年後見制度 稲村晃伸
- 障害者虐待防止法のポイント 瀬谷ひろみ
- 障害者法律相談Q&A 平河有里・清水満穂・福元温子・大島洋次
- インタビュー「共生（インクルーシブ）教育を求めて」大谷恭子会員に聞く
聞き手：大瀧靖峰・藤岡毅
- 会員の担当した障害のある人の人権訴訟の紹介
- 書籍等ガイド 藤岡毅

インタビュー

28 東京弁護士会 前年度会長 小林元治 会員

クローズアップ

32 2017(平成29)年度 定期総会

連載等

- 38 理事者室から
- 40 常議員会報告（2017年度 第3回）
- 41 今、憲法問題を語る
第70回 憲法施行70年を迎えた憲法記念日—有楽町街頭宣伝— 菅 芳郎
- 42 もっと知ろうよ！オキナワ！
第10回 沖縄・伊江島～人としての尊厳を守る非暴力の闘い 川上詩朗
- 44 近時の労働判例
第53回 最高裁第三小法廷平成29年2月28日判決（国際自動車事件） 溝口竜介
- 46 東弁往来：第52回 糸魚川きぼう法律事務所 小出 薫
- 48 わたしの修習時代：掛け替えのない友情を育んだ修習時代 20期 宇田川濱江
- 49 69期リレーエッセイ：東京弁護士会研修雑感 角 学
- 50 心に残る映画：『きっと、うまくいく』 鈴木啓太
- 51 コーヒーブレイク：議員秘書の仕事～弁護士の第4の活動領域～ 小山紘一
- 52 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内
- 54 会長声明
- 61 インフォメーション

障害のある人の人権と 弁護士の使命

2016年4月施行のいわゆる障害者差別解消法は、事業者に対し、不当な差別的取扱い禁止の法的義務と、合理的配慮の努力義務を課しております。弁護士や弁護士会も「事業者」に該当し、上記義務の例外ではありません。

無知・無関心ゆえに、知らず知らずのうちに障害のある方を差別してしまうことのないよう、会員一人一人が十分な基礎知識と問題意識を持つことが望まれます。

障害のある方もない方も「共に生きる社会」の実現に向けて、本特集が少しでもお役に立てましたら幸いです。
(小峯 健介)

CONTENTS

- 「障害のある人の人権と弁護士の使命」の趣旨
- 基礎用語・基礎概念
- 基礎講座
- 座談会「共に生きること自体に価値がある」
- 障害者権利条約と日本の成年後見制度
- 障害者虐待防止法のポイント
- 障害者法律相談 Q&A
- インタビュー「共生（インクルーシブ）教育を求めて」
- 会員の担当した障害のある人の人権訴訟の紹介
- 書籍等ガイド

「障害のある人の人権と弁護士の使命」の趣旨

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員 藤岡 毅 (47期)



かつて「障害者の完全参加と平等」をテーマとして1981年国際障害者年が展開され、国内外で障害者のおかれる状況は大きく前進した。しかし、国内に860万人以上いるといわれる障害者*1の大半は就労できず貧困状態に置かれている。

日本の精神科病院の入院患者数は30万名あまりであり*2先進諸国と比べて異常に多く、日本の障害者の人権水準は障害のない人に比べて格段と遅れている。基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする私たち弁護士は障害者の人権保障のため、その責務を果たしているであろうか。通常の相談者の中に障害のある人も少なくないはずであるが、その方の抱える問題の意味を弁護士が正しく理解できているか

も甚だ心もとない。

日本は2014年1月障害者権利条約（障害者の権利に関する条約・Convention on the Rights of Persons with Disabilities）を批准し、同年2月19日から、同条約は日本の国内法としても効力が生じている。

同条約に基づき障害者基本法・障害者差別解消法等の法整備がなされつつある。全ての弁護士がこれらの条約・法令の意義を理解する必要がある。

そのため、多くの会員がこの問題を意識し、積極的に取り組んでもらうためのヒントとして「障害のある人の人権と弁護士の使命」とのテーマで特集する次第である*3。

*1：【障害者の表記】について。本特集では現行法が障害者基本法はじめ「障害者」の表記を使っていることも考慮して「障害者」または「障害のある人」で統一した。なお、障害者の表記については、害はその人自身に害悪があるような印象を与えて偏見を助長するため不適切という指摘もある。反対に、社会にある障壁に社会参加を妨げられている被害者としての障害者（後述する障害の「社会モデル」の考え方）である以上、「障がい者」等の表記はむしろ障害者問題の本質を隠蔽するという指摘もあり、他方「障害者」とすべきとの有力説もあるなど議論は定まっていない。

*2：平成24年11月20日厚労省医療施設（静態・動態）調査・病院報告の概況

*3：LIBRAでは、2014年8月号で『知的障害者・高齢者等の刑事弁護と社会復帰支援』という特集を組んでいるため、本特集ではそこで取り上げた視点（罪に問われる障害者問題、刑事弁護における障害者問題等）は割愛した。

障害のある人の人権に関して理解しておくべき 基礎用語・基礎概念



高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員 大瀧 靖峰 (61期)

(1) 障害(観)の社会モデルとは

「障害」の理解は、世界でも日本でも、身体的欠陥のある障害者本人が努力して克服していく対象という従来の考え方(医学モデル)から、支援の欠如によりハンディをもたらしている社会の側にこそ障害の原因・責任があるという考え方(社会モデル)へ、パラダイム転換がなされていることを理解しておくことが大切である。つまり、足に障害があって車椅子に乗っている人が、段差があるために進めない状況について、足が動かないから進めないと捉えるのではなく、段差を社会が放置しているから進めないと捉えるものである。

(2) 障害者とは

「障害者」とは、2011年8月5日施行の改正障害者基本法2条によると、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」とされている。そのため、いわゆる障害者手帳の有無には関係ない。

(3) 障害者の人数

厚生労働省が2012年に調査した統計数値によると、日本の障害者の数(概数)は、身体障害者(児)が393万7000人、知的障害者(児)が74万1000人、精神障害者が392万4000人の合計860万2000人であった。およそ国民の約6.7%が何らかの障害を有していることになる。但し、発達障害者や手帳を所持しない難病者の多くは統計から抜けており、実数はこれを遥かに上回ると思われる。

(4) 障害の種類と特性

主な障害としては、身体・知的・精神の3障害に

加え、発達障害、難病が挙げられ、身体の中にも肢体不自由、視覚障害、聴覚障害等があり、それらの重複障害者もいる。以下では、各障害に分けて特性について説明する。

まず、視覚障害の主な特性としては、視覚的な情報を全く得られない(全盲)又はほとんど得られない(弱視)人と、文字の拡大や視覚補助具等を使用し保有する視力を活用できる人と大きく分けられる。視力を活用できない人の場合、音声、触覚、嗅覚など、視覚以外の情報を手掛かりに周囲の状況を把握している。文字の読み取りは、点字に加えて最近では画面上の文字情報を読み上げるソフトを用いてパソコンで行うこともある(点字の読み書きができる人ばかりではない)。視力のある程度活用できる人の場合は、補助具を使用したり文字を拡大する等様々な工夫をして情報を得ている。見え方や見えづらさには個人差が大きく、外見からでは判断できないことに留意が必要になる。

次に、聴覚障害の主な特性としては、生まれつき耳の聞こえない人は、手話でコミュニケーションをとる人が多い。難聴者(少しでも音声聞こえる人)は、補聴器や人工内耳で聞こえを補うことが多い。補聴器や人工内耳を装着している場合は、スピーカーを通じる等の残響や反響のある音は聞き取りにくい。

聴覚障害は外見上わかりにくい障害であり、その人が抱えている困難も他の人からは気付かれにくい側面がある。

聴覚障害者のコミュニケーション方法は手話、筆談、口話(補聴器を使って残存聴力を活用しながら、相手の唇の形や動きを見て、話す内容を理解し、同時に自ら発声すること)など様々な方法があるが、どれか1つで十分ということではなく、多くの聴覚障害者は話す相手や場面により複数の手段を組み合わせるなど使い分けている。

肢体不自由の主な特性としては、車いす使用者にとっては段差や坂道が移動の大きな妨げになる。脊髄損傷等により、体温調整が困難な人もいる。段差をなくす、車椅子移動時の幅・走行面の斜度、車椅子用トイレ、施設のドアを引き戸や自動ドアにするなどの配慮をすることなどが必要である。

知的障害の主な特性としては、概ね18歳頃までの心身の発達期に現れた知的機能の障害により、生活上の適応に困難が生じる。「考える、理解する、読む、書く、計算、話す」等の知的機能に発達の遅れがある。言葉による説明を理解しにくい、ゆっくり、丁寧に、分かりやすく話すことが必要である。

また、精神障害の原因となる精神疾患は様々であり、原因となる精神疾患によって、その障害特性や制限の度合いは異なり、その中には長期にわたり、日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態が続くものがある。代表的な精神疾患として、統合失調症や気分障害等がある。たとえば、統合失調症は、脳の病気であることを理解し、病気について正しい知識を学ぶ必要がある。

さらに、発達障害の主な特性としては、相手の表情や態度などよりも、文字や図形、物の方に関心が強い、見通しの立たない状況では不安が強くなることがある。

そのため、肯定的、具体的、視覚的な伝え方を（「○○をしましょう」といったシンプルな伝え方、その人の興味関心に沿った内容が図・イラストなどを使って説明するなど）などの工夫が挙げられる。

また、難病の特性としては、神経筋疾病、骨関節疾病、感覚器疾病など様々な疾病により多様な障害を生じる。医療的対応を必要とすることが多い。それぞれの難病に特性が異なり、その特性に合わせた対応が必要である。

(5) 障害者福祉施策

2005年、それまでの身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法、児童福祉法と障害の種類や年齢で分立する法律に基づいて行われていた障害者福祉法制を給付面において一元化したのが障害者自立支援法であった。しかし、同法の応益負担の仕組みに批判が集中し、全国で違憲訴訟が提起され、国は新たな総合的な福祉法制の実施を約束し、裁判上の和解が成立した。その後、障害者法制について制度改革が行われたが抜本改革はなされないまま2012年6月に障害者総合支援法が成立し、現在の障害者福祉施策の根拠法となっている。

(6) 所得保障制度

障害者の所得を保障する制度として、障害基礎年金や障害厚生年金、特別障害者手当、障害者福祉手当、特別児童扶養手当、東京都重度心身障害者手当、心身障害者福祉手当等がある。

たとえば、2017年4月分からの障害基礎年金の支給額は、年97万4125円（1級）、年77万9300円（2級）である。

(7) その他、基礎用語

「合理的配慮」とは、障害のある人が他の市民と平等に生きていくために、過度な負担にならない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のことである。障害者権利条約2条などに定義がある。

「ノーマライゼーション」とは、障害のある人となない人とが平等に生活する社会を実現させる考え方である。

「インクルージョン」とは、障害のある人となない人が区別なく、共に学び、共に生きる機会を作っていくことである。

障害のある人の人権に関する 基礎講座

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会 委員 深道 祐子 (58 期)
元委員 近岡美由紀 (61 期)
委員 山田 恵太 (65 期)



本稿では、障害のある人に関する法律相談を受けるにあたっての基礎となるべき事項を述べる。ただし、障害のある人に関する法制度等は多岐にわたり、紙幅の都合上、その全てに触れることは難しい。そこで、ここでは、近時の障害のある人に関する制度改革の流れを敷衍した上で、障害者権利条約および障害者差別解消法について簡単に解説を行う。

■ 障害者法制度改革の流れを押さえておこう！

障害者法制度改革は、2006年12月に、国連総会本会議で「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）が採択されたことに端を発する。障害者権利条約は、障害のある人に関する初めての国際約束であり、2008年5月に国際的に発効した。

日本国内では、条約の締結に先立ち、国内法の整備をはじめとする諸改革を進めるべきとの障害当事者団体等の意見が根強くあったことから、政府は、2009年12月、閣議決定により「障がい者制度改革推進本部」を設置し、国内制度改革を進めていくこととした。その結果、図1のとおり、国内で様々な法制度整備が行われた。

そして、これらの法整備等により一定の国内の障害者制度の充実がなされたとして、2013年10月、条約締結に向けた国会での議論が始まり、2014年1月20日に、障害者権利条約の批准書を国連に寄託、同年2月19日に日本国内において発効した。

■ 障害者権利条約って？

障害者権利条約（以下「権利条約」という）の特徴は、「Nothing about us without us！（私たち抜きに私たちのことを決めるな！）」をスローガンに、障害当事者団体も加わって作成されたことにある。そうして作成された条約は、一般原則として、固有

図1 障害者法制度改革の主な流れ

| | |
|---------------------------|-------------------------------|
| 2006年12月 | 国連総会で障害者権利条約が採択 |
| 2007年9月 | 日本が障害者権利条約に署名 |
| 条約締結に先立って、国内法令の整備を推進することに | |
| 2011年7月 | 障害者基本法の改正 |
| 2012年6月 | 障害者総合支援法の成立 |
| 2014年2月 | 日本国内でも障害者権利条約が発効 |
| 2016年4月 | 障害者差別解消法の施行、 改正障害者雇用促進法の施行 |

の尊厳、自己決定権、差別禁止、社会への完全かつ実効的な参加権の保障と社会の完全な受け入れ義務、障害者である前に人間であるとして受け入れられること、あらゆる機会の均等、利用可能な施設サービスの整備、男女の平等、障害のある子どもに対する個人の尊厳、個性の尊重及び発展可能性の保障を掲げる（3条）。

権利条約において定められた「権利」は、「障害のある人だけに特別に与えられる権利」ではない。誰もが持っているべき権利であるはずなのに、実際には障害のある人が持つことのできなかった権利を明らかにし、それを一覽にしたものが権利条約であるともいえる。

権利条約は、25項目の前文と50条の本則からなるものであるが、その中であえてポイントを挙げるとすれば、①社会モデルへの転換（3頁参照）、②合理的配慮の不提供を含めたあらゆる差別の禁止、③地域社会で生活する権利の確認（19条）、④平等な法的能力を有することの確認と、その行使に当たって必要

図2 不当な差別的取扱いと合理的配慮の具体例

| |
|--|
| 全般 |
| <p>× 不当な差別的取扱いの例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害を理由に対応の順序を後回しにする。 ・障害を理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。 ・事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりする。 ・本人を無視して、介助者・支援者や付き添い者のみに話しかける。 <p>○ 代表的な合理的配慮の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。 ・筆談、読み上げ、手話など障害の特性に応じたコミュニケーション手段を用いる。 ・意思疎通のために絵や写真カード、ICT機器（タブレット端末等）を活用する。 |
| 視覚障害 |
| <p>○ 代表的な合理的配慮の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物の位置を分かりやすく伝える。 ・声をかける時には前から近づき「○さん、こんにちは。△です」など自ら名乗る。 ・見えにくさに応じた情報の提供（聞くことで内容が理解できる説明・資料や、拡大コピー、拡大文字又は点字を用いた資料、遠くのものや動きの速いものなど触ることができないものを確認できる模型や写真等の提供）。 |
| 聴覚障害 |
| <p>○ 代表的な合理的配慮の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホワイトボードを活用するなど、コミュニケーションにおいて工夫する。 ・手話や文字表示など、目で見てわかる情報を提示する。 ・スマートフォンなどのアプリに音声で文字に変換できるものがあり、これらを使用すると筆談を補うことができる。 |
| 肢体不自由 |
| <p>○ 代表的な合理的配慮の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・段差がある場合に補助する（キャスター上げ、携帯スロープなど）。 ・車椅子の利用者が利用しやすいようカウンターの高さに配慮する。 |
| 知的障害 |
| <p>○ 代表的な合理的配慮の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゆっくりと短いことばや文章で、わかりやすく話しかける。 ・漢字を少なくしてルビを振るなどの配慮で理解しやすくなる場合がある。 |
| 精神障害 |
| <p>○ 代表的な合理的配慮の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疲労や緊張などに配慮し別室や休憩スペースを設ける。 ・一度に多くの情報が入ると混乱するので、伝える情報は紙に書くなどして整理してゆっくり具体的に伝えることを心掛ける。 |
| 発達障害 |
| <p>○ 代表的な合理的配慮の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物や絵、文字など見せながら、短いことばや文章で話す。 ・感覚過敏がある場合は、たとえば机・いすの脚に緩衝材をつけるなど、音や肌触り、室温など感覚面の調整を行う。 |
| 難病等 |
| <p>○ 代表的な合理的配慮の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疲労や緊張などに配慮し別室や休憩スペースを設ける。 |

合理的配慮具体例データ集「合理的配慮サーチ」（内閣府）
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/> より抜粋

となる支援を提供することの義務づけ（意思決定支援、12条）、⑤あらゆる段階においてインクルーシブ教育が原則であることの確認（24条）などである。これ以外にも、権利条約の定めているところは広い範囲にわたる。障害のある人に関する法律相談を受けた際には、最初に権利条約に立ち返り、その内容を確認していただきたい。

■ 障害者差別解消法って？

2016年4月1日に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という）は、障害者基本法4条の「差別の禁止」を具体的に実現するために制定された法律である。①障害を理由に差別的取扱いや権利侵害をしてはいけないこと、②社会的障壁を取り除くための合理的な配慮をすること、③国は差別や権利侵害を防止するための啓発や知識を広めるための取り組みを行わなければならないこと、がその柱となっている。

障害者差別解消法が禁止する差別には、2種類ある。「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮を行わないこと（合理的配慮の不提供）」である。

「不当な差別的取扱い」とは、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障害のない人にはつけない条件をつけることなどをいう。一方、「合理的配慮」とは、障害のある人が対面している困難さを取り除くために、それぞれの障害特性等に応じて個別の調整や変更を行うことをいう。

左記に、不当な差別的取扱いと合理的配慮の具体例をあげる（図2）。

「不当な差別的取扱い」については、行政機関等および事業者に対して、これを禁じており、法的な義務となっている(7条1項,8条1項)。これに対して、「合理的配慮の提供」は、行政機関等については法的義務として課されているが、事業者に対しては努力義務となっている(7条2項,8条2項)。

ただし、障害者差別解消法と同時期に改正された障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「雇用促進法」という)の34条,35条,36条の2,36条の3において、事業者は、労働者の募集・採用においては均等な機会を与えることが求められ、採用後においては賃金その他の待遇に関して不当な差別的取扱いが禁止され、合理的配慮に関しては、募集・採用においては障害者の申出により、採用後は申出がなくてもこれを提供しなければならないとされている(図3)。

法律相談等で、差別に関する事例に出会った場合には、不当な差別的取扱いの問題なのか、合理的配慮の不提供なのか、それが相手方にとって法的義務となっているのか等を判断し、その後の解決に向けて動き出していく必要がある。そして、実際に事件を受任した場合には、交渉や裁判によって、解決を目指していくことになるだろう(自治体によっては、独自に差別に関する相談窓口やあっせんを行う機関を用意しているところもある)。

また、弁護士は、自らも合理的配慮の提供を怠ってはならない。例えば、雇用している事務職員に障害がある場合には、法的義務として合理的配慮の提供を行わなければならない。さらに、法律相談においても、相談者に障害がある場合には、不当な差別的取扱いは禁止されることはもちろん、相談者に対する合理的配慮の提供を尽くすことが求められる。

図3 不当な差別的取扱いと合理的配慮提供に関する規定のまとめ

| | | 不当な差別的取扱い | 合理的配慮 |
|---------------|---------|--------------------------------------|--|
| 国の行政機関・地方公共団体 | 事務または事業 | 禁止(障害者差別解消法7条1項) | 法的義務(障害者差別解消法7条2項) |
| | 雇用 | 禁止(国家公務員:国家公務員法27条, 地方公務員:地方公務員法13条) | 法的義務(雇用促進法36条の2, 36条の3, 36条の4第2項) ※人事院規則等にも規定あり |
| 民間事業者 | 事業 | 禁止(障害者差別解消法8条1項) | 努力義務(障害者差別解消法8条2項) |
| | 雇用 | 禁止(雇用促進法35条) | 法的義務(雇用促進法36条の2, 36条の3, 36条の4第2項) |

座談会

「共に生きること自体に価値がある」

2017年3月6日、障害当事者4名による座談会が、手話通訳者2名が交替で常時手話通訳する形で実施された。弁護士も障害当事者のリアルな声を聴く機会は少ないのではないかと、当事者の声を聴くことなく人権は考えられない。

出席：海老原宏美さん
藤井 克徳さん
大胡田 誠 弁護士
田門 浩 会員
司会：藤岡 毅 会員

I 自己紹介

司会：自己紹介を簡単に。

藤井：藤井克徳です。目が見えません。養護学校（現在の特別支援学校）に勤務したあと、障害者政策の前進のため民間の立場から運動団体を作り取り組んでいます。

海老原：海老原宏美です。自立生活センター東大和で、権利擁護、相談支援などしています。神経筋疾患の難病で、車いすと人工呼吸器ユーザーです。人工呼吸器ユーザーの地域生活支援を目的として「呼ネット」という団体を立ち上げています。

大胡田：弁護士の大胡田誠です。弁護士になって10年目です。普段は、町医者みたいな弁護士、いわゆる町弁ですね。市民に身近な法律トラブルを取り扱っています。

先天性緑内障を持って生まれて、12歳で失明して全盲です。私も実は妻が1人おりまして。普通は1人か（笑）。妻も全盲です。全盲のお父ちゃんとお母ちゃんが目の見える子供2人を育てているという家庭の父親です。

田門：田門浩です。弁護士になり4月で20年目です。生まれつき耳が聞こえません。小さいときから中学部までろう学校に通っていました。高校から地域の学校に通い、その後大学を卒業し、5年間千葉市役所で公務員として働きました。その後1998年から今の仕事に就いています。

2004年アメリカのギャロデット大学に1年間留学しADA法*4を学びました。大胡田弁護士と同じく町弁です。障害者関連の相談は全体の20%ぐらいです。

司会：司会の藤岡です。東京弁護士会の高齢者・障害者委員会福祉制度部会の委員で、19歳の次男が自閉症、重度知的障害がある親でもあります。

II 障害当事者として差別を受けた体験談

司会：次に障害当事者としての経験談等をお願いします。

1 耳の聞こえない弁護士として

田門：ろう学校に通っていた中学2年生の時耳が聞こえない人が司法試験に受かったと報道で知り、弁護士を目指しました。

高校から地域の一般の学校に入りました。いくつかの高校の受験を希望しましたが、ほとんどの高校から受験自体を断られました。受験を認めた高校は一つだけでした。社会の壁は厚いなと思いました。

東京大学に出願しましたが、初めは受験も拒否されました。「聞こえない人が大学に入っても学べない!？」との理由でした。大学とさんざん交渉して受験ができて、入学できました。入学後も通訳がわからず当初は友達にノートテイクしてもらいましたが、手話通訳無しでは講義内容は理解できません。最初はボランティアの手話通訳者を頼みました。交渉して4年生の時大学から手話通訳費用を出してもらえました。司法試験はマークシート・論文・口述の三段階あり8回目で論文試験に合格しました。口述試験のとき筆談を法務省に求めました。ですが当初法務省から拒否され、何度も交渉した結果、やっと筆談での口述試験が実現しました。

司法研修所も入所まで4カ月間交渉を続けた結果、通訳者を準備してもらえました。

法律事務所に入る際も数多く断られ、やっと1カ所だけ今いる事務所に入れました。

最初の頃は「手話通訳者が一緒に私に依頼が来るか？」と心配でした。ですが依頼者のみなさんは普通に依頼してくれました。

司会：では一般の人に理解してもらいたいことは？

*4：「Americans with Disabilities Act of 1990」障害を持つアメリカ人法。公民権法の一つとしての障害者差別禁止法。「ADAの衝撃」としてその後の日本や世界の障害者運動に大きな影響を与えた。当会の得重貴史会員による「アメリカにおける障がい者差別禁止法制と運用状況～ADAを学んで～」(「自由と正義」2017年4月号39頁～)が近年のADAの状況を伝えている。

座談会出席の皆さん

左から
 大胡田 誠 弁護士
 田門 浩 会員
 海老原宏美 さん
 藤岡 毅 会員(司会)
 藤井 克徳 さん
 小峯 健介 LIBRA 編集長



田門：社会は障害者に会うこともなく先入観で「門前払い」します。先入観をなくすためには、何よりもまず本人から話をよく聞く必要があります。

耳が不自由な人々の中には、手話ができる人も、できない人もいます。手話・筆談・声を大きくする機械・自動音声認識ソフトを使う人などコミュニケーション方法も人それぞれです。

司会：聴覚障害者の相談に対応できないと思う弁護士もいるかもしれませんが。

田門：確かに筆談が難しい聴覚障害者は少なくありません。筆談がかみ合わない場合は手話通訳者を依頼する方法もあります。東京でいえば「東京手話通訳等派遣センター」*5などに派遣依頼できます。費用はそれほど高額ではありません。とはいえ法律事務所の規模によっては費用を負担することが難しいかもしれません。また、本人から居住自治体へ通訳の派遣を申請する方法もあり、この場合は費用負担はありません。

2 生活のすべてで差別を受けてきた

司会：続いて海老原さんから当事者としての体験などから。

海老原：赤ちゃんが生まれたら、みんなから、おめでとうと祝福されます。でも障害があると言われません。親も「何でうちにこんな子が」と嘆き悲しんで障害ある子の存在自体を否定します。そこから人生が始まること自体差別と感じます。

障害者はまず地域の保育園・学校等に入れません。地域で生活しようと思ってもアパートを貸してくれない、通勤ラッシュの時間帯や週末の居酒屋など「混む時間帯は邪魔だから来ないでくれ」と言われることなど日常茶飯事です。生活の全てで差別を受けているとの感覚が強いです。

私が小学校に入る条件は「常に親が付き添うこと」。小学校1年生の時、私の机の周りには半径1メ

ートルの赤いビニールテープが床に張ってありました。ダルマストーブのように。生徒は立ち入り禁止、「転んで怪我でもされたら危ないから絶対にこの子に触ってはけません」と先生は子供に注意しました。

でも子供って素直で純粋なので、休み時間とかに入ってきて「何で歩けないの?」とか言ってくるので「私はこういう理由でこれができないから手伝って」と言えば、「ああ、そうなんだ」と手伝ってくれるようになります。

遠足は、みんなはバスで行きますが、私は「親が車で送りなさい」と学校から言われます。でも車で行くと「海老原さんだけ車に乗ってきてずるい!」なんて子供からは言われる。子供って意識は平等です。大人ばかりが差別して、排除して。

大学でも障害を持った学生第1号でした。エレベーターがなく、通りにかかる学生に毎日、教室まで車いすごと抱えてもらいました。ある時運んでくれる女の子たちがみんな厚底ブーツで、足がもつれて階段から車いすごと落ちました。幸い無事でした。

次の日学生課で「そういえば昨日落ちたんです。誰も怪我がなくてよかった」と話をしたら、あっという間にリフトが付きました。大学3年の時でしたが、「なんだ、もっと早く落ちておけばよかった」と思って(笑)。冗談ですけど。やはり事故でも起きないとバリアはなくなるんだなあとは思いました。

大学で図書館の改修があった時、学校側が「車いすトイレの作り方をアドバイスして欲しい」とか色々聞いてくれたことが印象に残っています。障害者本人が不便なところにいるからこそ実現することです。「これは困る」と発信し、みんなも「困っている人から話を聞く必要がある」と判る。

便利な道ばかり選ばず、差別やバリアに飛び込むことも大事だと学んできました。

私は24時間に近い介助が必要ですが、自治体によっては1日何時間という上限があるといひます。

*5：社会福祉法人東京聴覚障害者福祉事業協会が運営。http://www.tokyo-shuwacenter.or.jp/about/

海老原 宏美 〈えびはら・ひろみ〉さん

1977年生。脊髄性筋萎縮症2型。小学校から大学まで普通校に進学。2002年人工呼吸器導入。2001年11月東京都東大和市で自立生活開始。NPO法人自立生活センター東大和理事長、「呼ネット」副代表。DPI日本会議理事、著書『まあ、空気でも吸って』（現代書館・2015年）、出演映画『風は生きよという』。



生きること地域格差があることはすごく差別だなと思います。

3 「点字を打つ音はうるさい」か？

大胡田：私は中学2年生の時に全盲の竹下義樹弁護士（京都弁護士会）の手記を読んで弁護士を志しました。中学、高校と盲学校でしたので、外の社会と初めてリアルに接したのは大学時代でした。やはり現実を突きつけられました。大学受験用の参考書に点字版などありませんでした。大勢のボランティアに教材を作ってもらいました。

そして多くの大学から受験自体を拒否されました。慶応大学は比較的スムーズに受験ができて、入学できました。でも入学してアパートを探しましたが、学生寮でも軒並み断られました。決まり文句は「安全が保証できない」「火が出たら危ない」です。結局、大学から電車2本を乗り継いで約1時間かかる場所の下宿が見つかりました。

4月に大学で授業が始まりました。「ちょっと大胡田くん、荷物を持って前に出てきなさい」と教授が言うんです。どきどきしながら前に行くと「君の点字の音がうるさいと苦情が出ている。君は教室の端っこで授業を受けなさい」と言われました。大学に入って間もなくで結構ショックで思わず教室の前で涙ぐみました。

ところがこの話には続きがありまして、他の学生が教室のいたるところから私を弁護してくれたんです。「君も同じ学生なんだから、好きところで授業を受ける権利があるんだ！」と。

大討論会になり結果として「好きところで授業を受けていい。うるさいと思う人のほうが動けばいい」となったんです。

辛い経験でしたが、摩擦を起こして互いを理解しないと社会は変わらないと身をもって経験しました。

5回司法試験を受けて合格しました。5回目に「パソコンの画面読み上げソフトを使って司法試験を受験する」ことを交渉しました。点字受験は可能

でしたが、今の司法試験の問題は膨大でとても点字では対応できず、パソコン利用を求めました。当初法務省も否定的でしたが、最終的には認めました。これは後に続く人にも成果でした。

妻は盲導犬を使っており、ものすごく差別を受けます。私が妻と外出するときは1匹の盲導犬が2人の視覚障害者を誘導します。飲食店の入店拒否はよくあります。カフェとかに一緒に入ろうとすると「お客さん、犬は入れません」と言われ、寒い冬の時期でも外のテラス席で震えながらコーヒーを飲むなんてね。タクシーの乗車拒否もよくあります。タクシー乗り場で待っていて、順番が来たので「あ、そろそろ我々だな」と思って行くと、止まらず行っちゃうんです。ナンバーとか会社名が分かれば苦情も言えますが、それもできずに「悔しいよね」と互いを慰め合います。

不動産屋は「火が出たら危ない、段差があって危ないから物件を紹介できない」と言います。東京消防庁に聞きましたが、視覚障害者が火事を出しやすいというデータはなく、「視覚障害者は火事を出しやすい」は偏見です。

視覚障害者はむしろ初めて行ったところの段差の場所を覚えて目印にします。だから段差が危ないから紹介できないなんて視覚障害者を知らない故の偏見です。

障害のない人の側から積極的に質問してほしいんです。火はどうするんですか、段差が危なくないですかと。障害のある側からも、電磁調理器を使うから火の危険はないとか、生活訓練しているから段差は危なくないとか、相手を納得させる努力も必要かもしれません。お互いの『対話と摩擦』が必要だと思います。

4 「無関心」こそが一番の差別

藤井：最近ではパワーポイントですね。視覚障害者にとって、視覚情報に頼るパワーポイントでの説明では情報が入りません。また「待って下さい」は結構

藤井 克徳 (ふじい・かつのり) さん

1949年生。1982年1月都立小平養護学校(現小平特別支援学校)教諭を退職し「あさやけ作業所」(日本初の精神障害者作業所)所長。1977年に共同作業所全国連絡会(現きょうされん)結成に参加。NPO法人日本障害者協議会代表、きょうされん専務理事、日本障害フォーラム副代表。著書『生きたかった』(共著・大月書店・2016年)、『えほん障害者権利条約』(汐文社・2015年)。



辛い言葉です。言う方は何の気なしですが、こっちは周りの状況を知りたいんです。それを抜きでは、ワンちゃんに『待て!お座り!』と言われるに近い屈辱感があります。

そして私は「無知」こそ差別だと思うんです。とりわけ、精神障害・知的障害においては無知どころか「無関心」です。安永健太さん事件という知的障害の青年が不審者と間違われて警察官に後ろ両手錠を掛けられて突然死する事件が2007年に佐賀で起こりました*6。あの法廷を傍聴して驚いたのは、地域を守る警察官が「私は知的障害者と30年以上一度も接したことはありません」なんて平気で言うわけです。

無知・無関心こそが差別を助長する。「無関心」は直接差別・間接差別とは別の類型の一番の差別行為ではないかと思うんです。

Ⅲ 障害のある人の歴史を振り返る

1 障害者制度の進展と課題

司会: 障害者運動を牽引されてきた藤井さん、歴史を教えてください。

藤井: 戦中、戦前、障害者は「穀潰し」「非国民」など当たり前と言われていました。

戦後1949年、身体障害者福祉法が初めての障害者プロパーの法律です。

大きかったのは1981年国際障害者年で「一部の構成員を締め出す社会は弱くもろい」「障害者は特別なニーズを持つ普通の市民」など目からうろこの考えが示され「ノーマライゼーション」「リハビリテーション(全人間的復権)」等の理念も進展する。

1984年、宇都宮病院事件*7を契機に精神衛生法が社会復帰を盛り込んだ精神保健福祉法に変わっ

た。また障害者の所得保障を目的として1986年度から無拠出の障害基礎年金制度ができました。そこが大きな節目です。

次の節目は2006年施行の障害者自立支援法です。「障害自己責任」と言われる考えが政策上公然と登場し、「障害は社会の責任で」と積み上げてきた成果が崩れかけました。同法違憲訴訟がそれを食い止めました。一方、国際的には障害者権利条約が2006年国連で採択されました。2006年は日本と世界で対照的な年でした。違憲訴訟の2010年基本合意により大半の障害者は応益負担から逃れましたが、根本問題は残っています。

次に障害種別の視点で言うと、国際障害者年までは身体障害者中心の政策でした。1979年全ての障害児に教育の機会が与えられ、1980年代以降は知的障害者にも福祉制度が徐々に拡充し、1995年の精神保健福祉法で精神障害者にも福祉制度の一部を利用できるようにと進みます。

最近では発達障害や難病も福祉制度対象に入り始め、内実はともかく方向性は「障害種別を越えた政策」が方向づけられています。

他方、民間団体も変化を遂げてきました。戦後、障害種別ごとに様々な団体が誕生しました。その後、国際障害者年を契機に横断的に1980年に100団体余が集まり国際障害者年日本推進協議会ができて、次に2004年日本障害フォーラム(JDF)が種別を越え大同団結となったのです。

しかし、発展する歴史にあって、まるで沈殿しているかのように動かない問題があります。一つは明治以来変わらない民法の扶養義務制度です。扶養の責任は家族にあると。社会保障の費用負担は原則世帯単位ですが、民法の扶養義務条項が根拠です。つまり社会保障の公的責任を曖昧にする温床で障害

*6: 2016年7月1日最高裁決定(「賃金と社会保障」No.1665)、2015年12月21日福岡高裁判決、2014年2月28日佐賀地裁判決(「賃金と社会保障」No.1658)。『健太さんはなぜ死んだか—警官たちの「正義」と障害者の命』(斎藤貴男・山吹書店・2017年)

*7: 1983年宇都宮市の精神科病院報徳会宇都宮病院で職員らの虐待により患者2名が死亡するなどした事件。日本の精神科病院での人権状況が国際的にも批判を浴びるきっかけとなった。

大胡田 誠 (おおごだ・まこと) 弁護士 (60期)

1977年生。先天性緑内障により12歳で失明。2006年慶應義塾大学法科大学院修了、同年司法試験合格。著書『全盲の僕が弁護士になった理由～あきらめない心の鍛え方』(日経BP社・2012年)は2014年松坂桃李主演でテレビドラマ化。近著『今日からできる障害者雇用』(弘文堂・関哉直人弁護士らとの共著・2016年)。趣味はマラソン。2009年ニューヨーク・シティマラソンを5時間16分で完走。第一東京弁護士会所属。



者本人の自尊心を否定する根源です。

もう一つが障害者の貧困問題。圧倒的多くの障害者は相対的貧困線以下です。本質の課題が残ったままということを法曹の皆さんに理解頂きたい。

司会: 弁護士も障害者権利条約の重要概念を押さえる必要があります。『インクルージョン』を私なりに訳すと「社会の中に誰もが受け入れられてとけ込む社会になること」かと。もう一つが『合理的配慮』、藤井さん解説して下さい。

藤井: 50条からなる権利条約に「他の者との平等を基礎として」が35回登場します。権利条約は障害者に新たな権利を与えるわけではなく、もっぱら障害のない市民との平等性の確保を目指しています。『インクルージョン』は、藤岡さん(司会)の訳は正しいですが、端的に言えば「分けない」の4文字です。

『合理的配慮』はこれまでの国際人権条約にはない概念です。過度な負担でない限り合理的配慮を怠ったら差別ですと言い切ったことが権利条約の特徴です。合理的配慮は「一般的政策」ではありません。私は重箱の三段重ねにたとえます。1段目はユニバーサルデザイン政策。駅でいえばエレベーター。2段目は障害者に対する共通政策で、例えば券売機を車いす用に低くするなど。次にホームから車いすで電車に乗れない時に駅員さんが支援をしてくれる。これが重箱の3段目の合理的配慮です。

合理的配慮は条約で「特定の場合においては」とあり「個人個人に応じた」という意味です。「過度な負担」はいわば発展途上国や零細な企業等への配慮であり、一般論で言えば先進国で過度の負担の抗弁を乱発するのは恥ずかしい。

2 自立生活運動を通して感じていること

司会: 続いて海老原さん、自立生活運動について教えて下さい。

海老原: 自立生活運動は障害当事者中心の運動で、アメリカのパークレーで始まりました。それまで障害

者は保護の対象で、身体的自立と経済的自立が重視されました。身体的自立とは一生懸命リハビリをして一人で着替えができるようになることなど。経済的な自立は、パソコンを習って仕事をしてお金を稼げるようになります。しかしそれだけが自立だと重度障害者の自立は難しい。そのためアメリカで障害者自身が経験・知識を体系化して障害を持つ仲間の相談(ピアカウンセリング)・アドボカシー(権利擁護)をしようとの考えが生まれ、自立生活運動の基礎となります。

日本でも施設でなく地域の中で自立しようという運動が1980年代頃から始まります。アメリカ留学した障害当事者が持ち帰ったり、それ以前からの青い芝の会(日本脳性まひ者協会)などの流れがあります。1970年代に障害を持った重度の脳性まひのお子さんの将来や介護の大変さを悲観して母親が子供を殺した事件が起きて、ご近所からはお母さんに共感し、刑の減軽運動が起きました。それに対して、「私たち脳性まひ者は殺されても当然の存在なのか」と脳性まひ当事者が刑の減軽反対運動を展開しました。そのような障害当事者の声もやがて自立生活運動につながります。自立生活運動のスローガンは「自己選択・自己決定・自己責任」とされています。家族や施設職員から自己決定を取り戻すことは正しい。けれど運動をここまでやってきて、私は自己責任を強調することに疑問を感じています。とりわけ重度の知的障害者・精神障害者などに、あなたが選んだのだからすべて自己責任ですとする姿勢は支援放棄にもなりかねないと思います。また、自己決定の代わりにやたらと成年後見が使われることは疑問で、医療が必要な重度の障害者や難病者は地域で暮らすのは無理と後見人に判断され病院や施設に入れられているのが現実です。

3 点字の読める視覚障害者は全体の2%程度

司会: 大胡田さんに視覚障害のポイントがあればお願いします。

田門 浩 (たもん・ひろし) 会員 (50期)

1967年生。生まれつき耳が聞こえない。1990年3月東京大学法学部卒業。1991年～1996年千葉市役所勤務。1995年司法試験合格。1998年4月弁護士登録。2003～2004年米国留学。『手話と法律・裁判ハンドブック』(生活書院・2008年)監修。東京弁護士会会員。



大胡田: 日本の視覚障害者は約164万人だそうです*8。一般の方がイメージする視覚障害者は、白い杖をついて、点字が読める人でしょうか。

まず164万人のうち全盲者は約18万人で全体の約1割です。9割は視覚機能の弱い人でロービジョン*9と呼ばれます。視力がゼロではないが社会的にとっても不便を感じながら暮らしている。18万人の全盲者のうち点字を使う人は、3万人とも言われます。全盲者18万人のうち約2割、視覚障害者164万人のうち2%に過ぎません。ロービジョンの方には、視野が極端に狭い障害など多様な障害状態があります。「視覚障害者の合理的配慮は点字」と短絡しないため「対話」が必要です。

視覚障害者の障害内容の多くは情報障害です。IT技術がこれを変えつつあります。多くの視覚障害者が最近ではパソコンが使えます。点字はできなくてもパソコンデータさえあれば様々な情報にアクセスできます。

制度的な課題として欠格条項があります。公務員試験の多くは「活字に対応できること」が受験や採用の条件です。採用条件に「単独で職務遂行できること」も多く、介助者を必要とする障害者は排除されています。これらは差別だと思えます。

4 「手話は『言語』」とは、どういう意味か

司会: 田門さんに聴覚障害者の歴史などについて簡単に説明をお願いします。

田門: 厚生労働省によると、日本で聴覚障害を持っている人は約34万人*10です。このうち日常で手話を使っている人は4～5万人、1割程度でしょう。

1878年ろう学校ができました。実は明治の間は手話を使って教えていたんですよ。ところが大正時代からろう学校で手話が禁止されました。平成に入りいくつかのろう学校で少しずつ手話が使われ始め

ました。

司会: なぜ聴覚障害の人の学校なのに手話が禁止されたのですか。

田門: 昔のろう学校の教育目的は、障害のない人とそっくり同じになるための「同化教育」でした。障害のない人は身振り手振りの手話はせず、口で話します。ろう者もそうすべきと教えられました。手話は発音習得の妨げと誤解され大正時代からろう学校で手話は禁止されました。手話と発語、日本語力が両立可能と分かり、学校で手話が解禁されたのはごく最近のことです。

でも聞こえない子供は学校に禁止されても、先輩からこっそり手話を習って自然と身に付けました。今こうして手話を使う私も学校では手話は禁止でした。手話を使った姿が先生に見つかれば手をパチンと叩かれました。

手話禁止時代のろう学校では、生徒は先生の口の形を必死に読もうとしても上手いはず日本語力も育たない人も多いわけです。この世代の人はろう者同士では手話で不自由なく会話しますが筆談が苦手な人は多い。他方手話ができないろう者も多くいます。

司会: 障害者基本法で手話が言語だと規定されましたが、ネイティブな手話の使い手である田門さんにお聞きします。英語など外国語と異なり手話は日本語を伝えるツールに過ぎず日本語の一種ではないのでしょうか。

田門: 日本手話は例えば「てにをは」等の助詞は、表情など使って表します。手話の文法は日本語と様々な面で違い日本語と日本手話は別言語です。

バイリンガルの人も夢の中では母語でしょう。私たちは手話で夢を観ます。寝言も手話です。手話で思考します。頭の中から手が生えて動いている感じ

*8: 日本眼科医会の2009年9月17日発表

*9: low vision

*10: 厚生労働省「平成18年身体障害児・者実態調査結果」の推計値

司会

藤岡 毅 (ふじおか・つよし) 会員 (47期)

東京弁護士会高齢者・障害者の権利に関する特別委員会福祉制度部会長。
元・内閣府障がい者制度改革推進会議総合福祉部会委員 (2010年4月
～2012年7月)。障害者自立支援法違憲訴訟全国弁護団事務局長。介
護保障を考える弁護士と障害者の会全国ネット共同代表。



手話は「日本語対応手話」と、「日本手話」の2つに分かれます。生来のろう者が使うのが「日本手話」です。日本語対応手話は、日本語に合わせて手話をします。

IV 読者に伝えたいこと

司会：では今までで言い切れなかったことなどお願いします。

1 「共に育ち、共に過ごすこと」の価値

海老原：母は「地域で生まれたんだから地域の学校に行くのが当たり前」と本当にシンプルな理由で地域の普通小学校への進学を強力に進めました。

学校からは親の付き添いが入学条件とされましたが、母は仮病を使って休み、やむなく先生が車いすを押すと「なんだたいしたことない」と。ついには「行事の時だけ来て下さい」となりました。

でもやっぱり差別は強く記憶しています。小学校の修学旅行の山登りで、学校側は「途中転落したら困るから海老原親子は山のふもとにいなさい」と。3時間以上山のふもとで二人きりで待たされました。

中学になってからは、思春期に親がいつもそばなんて嫌ですから、私は「親の付き添いが条件ならば行事に参加しない!」と学校側に宣言しました。

そしたら緊急職員会議が開かれて「どうしよう、海老原がこう言っている」と大騒ぎで「仕方ない、女性教員が介助しよう」と大きく変わりました。

高校でも大きな変化がありました。トイレや教室移動で教員が介助すると、せっかく友達とおしゃべりしている時に雰囲気壊しちゃうし、周囲の生徒にも「この子は自分たちとは違う」とインプットされるのも嫌でした。

そのため高校からはトイレ介助を含め生活介助を友達に全部頼んだんです。日常生活の介助を通して

「自分たちと同じようにトイレに行きお腹もすく普通の人なんだ」と知ってもらえたと思います。

高校時代の友人たちも子を産む年代になり、当然障害児が生まれることもあります。すると「学生時代海老原さんと一緒に過ごしたからか周囲や親がいうほど別に自分はショックじゃなかった」というんです。「大変かもしれないけれど、その子の存在を否定せずに、一緒に生きていこう」とすぐ切り替えられたというんです。

「障害を持った人と共に過ごす」、これは世代を超えて影響することが今になり分かってきて「自分がやってきた日々はむだじゃなかったかな」と。

15年間自立生活センター運動をやってきて、障害者差別をなくすための根本はインクルーシブ教育だと、地域の学校に障害を持った子が存在していること自体が重要なんだと気づきました。勉強なんていつでもできます。でも、人と人が共にいて、葛藤が生まれてぶつかって乗り越えてというのは、小さい頃の経験でしかできないんです。

特別支援学校がそこにある限り「定員割れしないようにそこに生徒を入れよう」とします。今「うちの子は特別支援学校へ」と希望する親が増えていきます。摩擦を避けて安全な場所にと。でも社会に出たら当然摩擦は起きます。起きた摩擦をコントロールする力を身に付けるためにも地域の学校に行きましよう当事者として伝えていきたい。

2 障害者ってカッコいい

司会：『全盲の僕が弁護士になった理由—あきらめない心の鍛え方—』(日経BP社)がTBSでテレビドラマ化*11されて松坂桃李さんが大胡田さんを演じました。

大胡田：あのドラマが良かったのは「可哀そうな障害者が健気に頑張るドラマ」じゃないことです。カッコいい松坂さんがすばっと事件を解決しアシスタント

* 11 : <http://ec.nikkeibp.co.jp/item/books/197410.html> (日経BP社), <http://www.tbs.co.jp/tbs-ch/item/d2559/> (TBS)



と二人三脚でかっこよく仕事をする。

去年試しにネット検索すると、障害者差別解消法だと20万件ですが、リオパラリンピックだと1000万件ヒットします。障害者に関心のない人に正義とかをいくらいっても通じにくい。障害者ってかっこいいとポジティブなメッセージの方が伝わりやすいと感じます。海老原さんみたいにきらきらしている障害者が町の中に溢れればすごくいいメッセージと思うんです。

ただ、誤解もあって、松坂さん演じる私が香水の匂いで浮気分かるシーンがあるんです。あれから「私の彼の匂いをかいで」なんて言われます。みんなそんなに浮気をしているのか知りませんが、僕は匂いで浮気は分かりません（笑）。

V やまゆり園事件を考える

1 価値のない人などいない、価値を感じられる社会に

司会：次に津久井やまゆり園事件*12から障害者の尊厳など考えてみます。まず海老原さん、主演映画『風は生きよという』*13も織り交ぜてお話しいたければ。

海老原：「障害者は社会に必要な存在」かですが、人の価値はどこで決まるのでしょうか。『風は生きよという』という映画は、尊厳死法制化反対の思いを込めています。

「呼吸器や胃瘻を付けてまで生きたくない」という風潮もある中で、目の悪い人が眼鏡を掛け、歩けない人が車いすを使うように、呼吸ができない人が呼吸器を使うのは、必要なサポートを受けながら地域で自分らしく生きていく選択肢の一つに過ぎないことの情報提供です。

上映会でのアフタートークでは屋久島の縄文杉と富士山の話をして。屋久島に大勢の人が山を登って杉を見に行きます。「自分の悩みなんてちっぽけだった！」とか感動して帰ります。富士山なんて電車からチラリと見えただけで「今日はいいいことあるぞ」なんて思います。でも縄文杉は木に過ぎないし、富士山もただの盛り上がった土に過ぎません。それに感動するのは見ている側の人間の心です。ただの木や土に価値を感じられる人間なのだから、生きている人間に価値を見出せない訳がない。世の中に価値のある人間とない人間という区別などなく価値を感じられる社会になればいいわけです。

そのためには様々な価値観を持った人が常に分けられずに同じ地域にいます。

重度知的障害者の役割は何なんだろう、あの人はどんなことをしたら悲しいのかなとか、出会うことで疑問に持つ、そして対話が生まれお互い言いたいことを言い合う過程が必要です。その対話を妨げるのが「分ける教育」で、差別の根源です。

重度障害者は差別を無くすために不可欠な存在です。そういう人も社会に出て議論を巻き起こすことが必要です。そのための上映会だと思っています。

2 人類の障害者虐殺の歴史は 私たちに何を教えるのか

司会：続いて藤井さん、ナチスドイツでの障害者虐殺*14も含めてお話し下さい。

藤井：事件の特異な部分は、法廷で明らかにして欲しい。問題は特異な側面だけでは片付けられない問題です。社会に蔓延する優生思想的な考えに後押しされたのではないか。優生思想的言動は日本の政治・行政のリーダーが繰り返してきました。ある県は8年間「不幸な子どもを産まない県民運動」をやりました。

* 12：2016年7月26日、神奈川県相模原市にある知的障害者入所施設神奈川県立「津久井やまゆり園」において、2月19日まで常勤職員として勤務していた26歳の男性元スタッフが、19人の利用者を殺害し、27名（職員含む）を負傷させた事件。「事件を起こしたのは不幸を減らすため」等の動機も報道されている。

* 13：http://kazewaikiyotoiu.jp/

* 14：NHK HartネットTV 2015年8月25日等 障害者と戦争 ナチスから迫害された障害者たち（1）20万人の大虐殺はなぜ起きたのか。

最近もある県の教育委員が「(障害児は) 妊娠初期に減らしていける方向に」等。同様の発言は有力な政治家からも繰り返されています。社会の土壌にこのような考えがあり、地続きとして不寛容社会などの今の社会がある。障害者問題は社会の縮図です。

2015年からNHKとナチスドイツの『T4作戦』*15を共同取材しています。アウシュビッツなどのユダヤ人大虐殺は有名ですが、その前に精神障害者や知的障害者が社会に「価値なきもの」とみなされて20万人以上虐殺された人類の恥すべき歴史です。価値なきものとは、兵力にならない者、働けない者です。

日本でも優生保護法により断種を強制された障害者は多数いますが日本政府はこれを未だに謝罪していません。この結びつきを考えないといけない。

権利条約は優生思想に対峙するがごとく、一番短い第17条で「その心身がそのままの状態尊重される権利を有する」とします。そのままがいいよと含蓄ある条項です。

ナチスのヒトラーの精神障害者虐殺命令は1939年9月1日、第二次世界大戦開始日に発令されました。人類はこの象徴的な意味を検証する必要があります。でもこれはヒトラー独自の発案ではなく、翻ること約20年前の1920年に精神科医と法律家による「価値なき生命の抹殺を容認する書」という提言書が出ています。

障害者虐殺はユダヤ人大虐殺の予行演習に過ぎませんでした。ガスでの大量殺りくの方法や焼却炉などのインフラやノウハウは絶滅収容所に受け継がれました。

この前には何が起きていたか。1933年断種法・遺伝性子孫予防法をヒトラーは政権奪取直後に施行し、遺伝性のろう者、盲人ら約40万人が断種手術を強制され、うち約5000人は死亡します。

まず断種があり、T4で障害者20万人虐殺、ユダヤ人約600万人の虐殺に至る流れです。実は今回の

報道前、障害者虐殺とユダヤ人虐殺は無関係という説もありました。しかし今回の取材で段階的・連続的に実施されたものと決着したと確信しました。

すると問題は初期段階、断種段階でなぜ食い止められなかったのかです。もっといえばそれ以前に障害者らの断種を許す空気・兆候があったはずで、この歴史から、今の社会をどう評価し、何をなすべきか考えるべきです。

3 大規模入所施設の存在自体に問題があるのでは

司会：では大胡田さん。

大胡田：事件の背景に大規模入所施設の抱える問題を無視できません。津久井やまゆり園は3万㎡に約150名の障害者が入所していました。人間ってたくさん集まると物に見えてきちゃうようなところがあります。そして重度の知的と身体多重障害など、語弊を恐れずに言えばスタッフからは手間が掛かり精神的ストレスも大きい。無意識にせよ人が物に見えるような心理構造があったのではないかと。

あとは匿名報道の問題です。大勢亡くなった殺人事件で被害者が匿名という例はほぼありませんが、重度知的障害施設だと何故許されるのか。これは障害者を見て見ぬふりをする風潮に繋がります。「あの家には障害者がいる」と言われることを恐れるのは、隠さなければと家族に思わせる社会の問題です。願わくば実名が公表され、顔と名前をもって生きてきた歴史ある一人ひとりと向き合っ一緒に考えていきたい。

4 障害のある人が地域の一員でないことが不幸

司会：では田門さん。

田門：加害者は障害者を仲間として見ていなかった。もし、彼らが同じ地域のメンバーと見ているのであれば殺すのではなく、仲間として共に生きることを

* 15：ナチスドイツで行われた障害者安楽死政策。「T4」は安楽死管理局があったベルリンのティーアガルテン通り4番地に由来する。



選ぶはずです。施設に入ると地域から切り離されてしまい、同じ仲間とじてもらえなくなったことが不幸なことと思います。

VI 弁護士・弁護士会への 変革の必要性や希望

司会：最後に、社会変革の必要性、弁護士・弁護士会に期待することをお願いします。

1 「お店の混雑時に車いすは来るな！」を 気軽に相談できる弁護士会に

海老原：弁護士ってものすごくハードルが高くて、相談するのも相当勇気がいります。日常ちょっと困ったことでも相談できるようにしてほしい。居酒屋に電動車いすで行って「混んでる時は来ないで！」と入店拒否されることはわれわれには日常ですが「これって法的にはどうなんですか？」と気軽に聞けるシステムがあったらいい。弁護士のハードルを下げて門戸を広げたら、助かる人が増えるんじゃないでしょうか。

司会：貴重なご意見ありがとうございます。では、大胡田さん。

2 妄想を抱えるような相談者を支えることこそが 弁護士と弁護士会の役割

大胡田：アメリカのある社会学者は、クリエイティブな活動が盛んな都市には「多様性に対する寛容さ」という共通点があるといいます。シリコンバレーなど活発に活動する地域は同性愛者も多くて、多様性に対する寛容さが顕著だといいます。多様な人を包摂（インクルーシブ）するには手間とお金が掛かると思われがちです。でも色んな人の存在で想像力が刺激され、回り回って社会全体の活力になると私は思います。

また、統合失調症のような妄想を抱える相談者を露骨に嫌悪する弁護士も誠に恥ずかしながら存在し

ます。

しかし、人権の守り手としては、そういう方にこそ弁護士の支援が最も必要と考えるべきです。そういう人の声を聴いて、どうやってみんな一緒に生活できるかを考えてサポートするのが弁護士と弁護士会の役割だと思います。

3 障害のある法曹がもっと増えて欲しい

司会：田門さん、お願いします。

田門：障害のある弁護士が増えると障害のある方々も司法にアクセスしやすくなります。今、日本では聴覚障害のある弁護士が約10人、視覚障害のある弁護士は8人ほどでしょうか。車いすの弁護士も増えています。でもアメリカなら聴覚障害のある弁護士は300人以上います。視覚障害のある弁護士は何人いるのでしょうか。

大胡田：アメリカでは「そんなの数えられないくらいいるよ」と言われました。

田門：検察官と裁判官も障害のある人がたくさん出ればいいなと思います。

4 弁護士法をちゃんと実行して欲しい！

藤井：弁護士法第1条は「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」です。基本的人権と社会正義に最も遠い存在の一つが障害分野です。

弁護士や弁護士会が、弁護士法をまともに遂行するならば、障害問題にもっと対峙してもらえるはずで。ぜひやかに障害者と接して下さい。無知・無関心は差別と通底します。実態を知って下さい。例えば、精神科病院には医療上必要でない社会的入院患者が10万人以上いて人権侵害です。これらのことにもっと力を発揮して欲しい。

司会：ぜひ気軽にご相談いただける弁護士、弁護士会でありたいと思います。今日は本当に素晴らしい座談会をありがとうございました。

(構成：藤岡 毅)

障害者権利条約と日本の成年後見制度

—本人意思の探求こそが後見人業務の主題—

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員 稲村 晃伸 (60期)



1 障害者権利条約の批准と成年後見制度

日本は、2014年1月20日、障害者権利条約を批准した。同条約は第12条で、①障害者を法的能力によって差別することを禁止するとともに、②これまでの「代行的意思決定」を廃止し、本人に不足する判断能力を意思決定支援により補い、本人が法的能力を行使できるようにする「支援付き意思決定」に転換するように締約国に求めている。

いわゆる「代行的意思決定から意思決定支援へ」のパラダイム転換である。

日本の成年後見制度は、精神上的の障害による判断能力の低下に応じ後見・保佐・補助の3類型に分け、後見類型では画一的な行為能力制限と包括的な代理権が付与され、保佐類型でも民法13条所定の行為につき画一的に行為能力制限がなされている。そこで、同条約の批准を受けて、日本の成年後見制度は、①後見類型への偏重や過重な費用負担、家庭裁判所の監督体制の不備等の問題点について運用面での改善と②代行的決定制度から支援付き意思決定制度への法改正を含めた根本的な制度改革を迫られている。

以上を念頭に、弁護士が成年後見実務を担当するにあたり注意すべき点を検討したい。

2 意思決定支援における後見人の基本姿勢

日本の成年後見制度は、後見人に包括的代理権を付与し、比較的広範な裁量を与え、後見人が本人の客観的な最善な利益を図ることが是とされている。しかし、その一方で「自己決定権の尊重」「残存能力の活用」「ノーマライゼーション」の理念からは、広範な裁量に一定の制約があり、民法も意思決定支援を直接規定してはいないが、民法858条(876条の5第1項、876条の10第1項)は、本人の意思尊重義務を課している。

そのための、成年後見業務追行上の実務的留意点としては、本人の意思決定の形成過程において福祉支援員、相談支援員、友人、医療従事者、親族などの協働作業を意識すべきであろう。

まず本人が自己決定できるように、実行可能なあらゆる支援(自己決定を行う上で不可欠な情報理解・記憶

保持・比較検討・表現それぞれの局面において、本人の特性に基づく合理的配慮を行う)を関係者とともに追求し、当該事案において意思決定支援がこれ以上不可能もしくは不適切になった時点で、身上配慮義務に基づく他者決定支援へと切り替え、最後の手段としての法的な代理・代行決定権限を行使して本人の利益保護を図るべきである。そこでの後見人による決定の指針はあくまでも本人の意向や主観的価値観に求められる。

3 実務上の留意点

成年後見業務を行うに当たり、まず探求すべきは、本人(成年被後見人)の意向ないし意思である。よって、後見人としては、これまで以上に、日頃から本人とコミュニケーションを密にし、本人の正確な意思や選好・価値観を把握するよう努めたい。一見すると不合理な決定を本人が選択しようとする場合も、直ちに本人に能力がないと結論づけるのではなく、まずは、様々な選択肢を本人が検討したうえで自己決定できるよう、本人の支援者とともに意思決定支援を尽くすことが肝要である。

仮に意思決定支援を尽くしても本人の現在意思が把握困難又は本人が意思決定を行うために不可欠な前提要素(例えば、決定に至るために最低限必要な情報理解等)が欠けている場合には、本人が過去に表明した意思や、福祉関係者等の周囲の支援者等からの情報を総合考慮して、その現在意思を推測せざるをえない。その場合には、周囲の支援者と議論を尽くすことが重要であり、そのような協議の積み重ねが、本人にとっての「(主観的)最善の利益」の追求、ないし国連の障害者権利条約委員会が同条約12条の解釈に関する一般的意見第1号において言及している本人の「意思と選好に基づく最善の解釈」に繋がるものと思われる。

最後に、本人の現在意思の推測すら困難な場合には、最終手段として、後見人が代理・代行決定権限を行使せざるを得ない段階に至ることもあろうが、本人にとっての「(主観的)最善の利益」の追求を念頭に、権限行使(介入)が許されるとしても必要最小限度の範囲に限られる。

障害者虐待防止法のポイント

— 頻繁に起きている障害者虐待 —

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員 瀬谷ひろみ (60期)

障害のある人の人権と弁護士の使命

1 障害者虐待の現実

2016年6月15日、鳥取県の障害者支援施設において知的障害のある女性入所者3名に対し、最長20年から3年にわたり、1日14時間から6時間半、居室を外部から施錠する虐待が行われていたというショッキングな事件が報道されたことは記憶に新しい*16。それ以降も、静岡県の障害者支援施設の職員が、施設に入所している重度心身障害者に暴力を振るったとして逮捕・起訴された事件*17、熊本県の知的障害者支援施設の職員による利用者の所持金の使い込みや差別的発言、入所者の襟首をつかむ等の身体的虐待等につき県が改善指導を行った事案*18 (ともに同年11月報道)、長崎県の障害者就労支援施設の元利用者2名が性的虐待や精神的虐待を行った施設運営団体の役員に対してなした損害賠償請求が認容された事案(2017年2月報道)*19等、障害者虐待に関する報道は枚挙に暇がない。

また、平成27年度に自治体により障害者虐待と判断された件数は、養護者による虐待件数は前年度からはやや減少したものの1593件に上り、障害福祉施設従事者等による虐待件数は339件で前年度から9%増加した*20。また、使用者による障害者虐待の相談・通報件数も前年度から28%増加(848件)しており*21、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)施行から4年以上が経過した現在も、障害者虐待の問題は依然として深刻な状況にある。

2 障害者虐待防止法のポイントと障害者虐待案件対応の留意点

弁護士が障害者虐待案件に関与する場合の多くは、虐待を受けている者の家族や福祉関係者からの相談を契機とす

るものと思われる。障害者虐待の場合、虐待行為の多くが家や施設、職場等の密室で行われ、本人が被害を訴え難く、また、本人がSOSを出していても我々がそのサインを上手く受け取れない場合もある。そのため事実確認や証拠収集が困難な場合が多い。そのような場合、相談を受ける弁護士も一人で全て対応しようとせず、早い段階から自治体や地域の福祉関係者に相談するとともに、これらの関係機関を通じて精神保健福祉士等、専門家のサポートを受ける等関係者と連携し、役割分担を行い本人の保護のための最適な手段と着地点を検討する必要がある。

その際、よって立つところが2011年6月17日に成立し、翌2012年10月1日から施行された障害者虐待防止法である。同法のポイントは図4のとおりである。相談を受けた弁護士は自治体及び関係者等とケース会議を行いこれら機関と連携して、同法に定める自治体の調査監督権等の発動を促して事実確認や証拠収集を行い、本人の一時保護を図る等の対応を行う。虐待の案件は本人の生命身体の危険に関わるため相談やケース会議等で専門職として迅速かつ正確な判断を求められる場合もある。困難事例に直面し判断に迷った場合には、一人で抱え込まずに当委員会*22へ相談されたい。

図4 障害者虐待防止法のポイント

| | | |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 障害者虐待の禁止 (3条) ● 障害者虐待の防止に係る国及び地方自治体、国民等の責務規定 (4条, 5条) ● 障害者虐待の早期発見に関する努力義務 (6条) ● 虐待を発見した者の通報義務 (7条1項, 16条1項, 22条1項) | | |
| 養護者による虐待の防止 (第二章) <ul style="list-style-type: none"> ✓ 通報を受けた市町村による事実確認のための立入調査権 (11条) → 正当な理由なく拒否した場合等につき30万円以下の罰金 (46条) ✓ 一時保護 (9条2項) ✓ 後見申立 (9条3項) ✓ 通報者保護規定 (8条) | 障害者福祉施設従事者等による虐待の防止 (第三章) <ul style="list-style-type: none"> ✓ 通報を受けた市町村又は都道府県による、社会福祉法等に定められた施設に対する監督権限等の行使 (19条) ✓ 措置の公表 (20条) ✓ 通報者保護規定 (18条) ✓ 通報による不利益扱禁止 (16条4項) | 使用者による虐待の防止 (第四章) <ul style="list-style-type: none"> ✓ 通報を受けた市町村又は都道府県による都道府県労働局への報告 (23条, 24条) ✓ 労働局による労働基準法等に定められた使用者に対する監督権限等の行使 (第26条) ✓ 措置の公表第28条) ✓ 通報による不利益扱禁止 (22条4項) |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 就学する障害者等への虐待防止等の措置の実施を学校長等に義務付け (第五章) | | |

* 16 : 2016年6月15日付産経新聞
 * 17 : 2016年11月17日付静岡新聞
 * 18 : 2016年11月16日付西日本新聞
 * 19 : 2017年2月26日付長崎新聞
 * 20 : 2016年12月16日付厚生労働省プレスリリース「平成27年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等 (調査結果)」
 * 21 : 同上
 * 22 : 東京弁護士会人権課 TEL 03-3581-2205

～障害のある人から法律相談を受けるにあたり弁護士として知っておきたいこと～

障害者法律相談 Q&A

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員 平河 有里 (62期)
委員 清水 満穂 (63期)
委員 福元 温子 (64期)
委員 大島 洋次 (66期)

Q 障害のある方から法律相談を受ける場合、どのようなことに気をつければよいでしょうか。

A 障害者を対象とした専門相談以外でも、弁護士であれば誰でも障害者からの相談を受ける可能性があります。相談者の話のつじつまが合わないからといって、直ちに「法律問題ではない」と判断してしまうようなことは厳に戒められるべきです。障害者の人権擁護は弁護士の重要な使命の一つであるというだけでなく、障害者差別解消法により、国会及び弁護士を含む事業者は、障害者の不当な差別的扱いをすることを禁じられており、合理的配慮を提供する努力義務が課せられています。

障害者からの相談も一般法律相談と同じであり、①相談者の特性で事件をえり好みしない、②言葉が流暢ではなく一見つじつまが合わなくても客観証拠から事実を組み立てる、③相談者の素朴な言い分を、あくまで法的に評価判断することが大切です。

これに加えて、障害者から相談を受ける場合、障害の種類や個人の特性に応じた配慮が求められます。例えば、車いすを利用される方などの相談場所までの移動に困難がある方に対しては、事前にバリアフリー環境の確認と確保が必要になります。

Q 聴覚に障害のある方とのコミュニケーションの取り方を教えてください。

A 聴覚障害者に限らず、コミュニケーション手段に関する障害は外見からは分かり難いことがあります。障害のあることに気づいたら、事前にどのような配慮を希望するのか確認することが大切です。

聴覚障害者のコミュニケーション手段の一つに手話がありますが、手話を用いない方もいます。また、手話にはいくつか種類があり、「日本手話」は、日本語とは異なる独自の文法体系であり、日本語とは別の

独立した言語です。「日本語対応手話」は、日本語と同一の語順で手話単語を並べたものであり、日本語を習得した後に聴覚を失った方（中途失聴者）が用いることが多いとされています。相談者が手話通訳の配置を希望した場合、合理的配慮の一環として、できる限り対応することが望ましいです。東京では、社会福祉法人東京聴覚障害者福祉事業協会が運営する「東京手話通訳等派遣センター」に手話通訳派遣（有料）を依頼することが考えられます。オアシス高齢者・障害者専門相談（来館・出張）では、相談者から希望があった場合、国会が上記センターに依頼して手話通訳者を派遣してもらうことになっています。

筆談を行う場合、聴覚障害者の中には日本語の読み書きが苦手な方もいることから、相手の状況に合わせて、遠回しの表現は避けて、簡潔で分かり易い表現を用いるなど留意する必要があります。

電話は、相談者のそばで手話通訳者に通訳してもらわない限り、利用することはできません。遠隔地の場合、電子メールやファックスを用いることが考えられます。

Q 障害者手帳制度について教えてください。

A 一般に障害者手帳と呼ばれるものには、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳があります。

身体障害者手帳は、身体障害者法を根拠とするもので、手帳交付対象となる障害は身体障害です。精神障害者保健福祉手帳は、精神保健福祉法を根拠とするもので、対象となる障害は全ての精神疾患です。療育手帳は、根拠となる法律は存在せず、都道府県や政令指定都市の判断で交付されているもので、対象となる障害は知的障害です（東京都では、療育手帳を「愛の手帳」と呼んでいます）。

これらの手帳には障害の程度・等級が記載され、



平河有里

清水満穂

福元温子

大島洋次

障害の程度によって受けることのできる福祉サービスが異なります。なお、障害者手帳における等級は、障害年金の等級と異なる場合があるので、注意が必要です。

手帳取得によって受けられる福祉サービスは、地域や障害の種別・程度によって異なるため、詳細は市区町村に確認することが必要ですが、一般的には、医療費の助成、所得税・住民税等の優遇、相続税に関する障害者控除、公共料金の割引サービスといったものがあります。

Q 国民年金の保険料を払っていない方は、障害基礎年金を受給できないのでしょうか。

A 障害基礎年金は、公的年金から支給される年金給付の制度で、病気や怪我で障害の状態となった者の生活を保障するものです。

障害基礎年金は、公的年金制度であるため、原則として、初診日（＝障害の原因となった傷病で初めて医師の診療を受けた日）の前日までに保険料を納付していることが受給要件となりますが、全額支払っていないことも受給できることがあります。

具体的には、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、滞納期間が3分の1を超過していない場合、又は、初診日の前々月までの1年間の被保険者期間に保険料の滞納がない場合は、受給要件を満たします。

また、生まれながらあるいは未成年のときから障害を発症して成人前に受診歴のある障害者（初診日が20歳未満の人）は無拠出制の障害基礎年金を受給できますので、国民年金の保険料納付は一切不要です（但し所得制限があります）。

初診日の事実認定は、前述の保険料の納付要件との関係だけでなく、障害年金を遡及請求する場合や障害認定日との関係でも極めて重要なものであり、実

務でもよく争われています。

障害年金は障害者の方から相談をよく受ける分野であり、専門的な知識が必要とされることから、弁護士としては、よく調査した上で回答しなければなりません。

Q 精神障害者の方から障害のために仕事が続かないとの相談を受けました。どのような助言をしたらいいでしょうか。

A 職業活動が続けるにあたっては、以下の機関・人物に相談することが考えられます。障害者の方は情報から疎外されている場合が多くあるため、情報提供することも重要です。

- (1) 市区町村の障害者就労支援センター：就労支援コーディネーター、生活支援コーディネーターが職業支援、職業準備支援、職場開拓、職場定着支援や日常生活及び社会生活支援を行っています。2017年2月現在、東京都には53か所あります。法律相談の場でインターネットが使用できれば、東京都の支援事業一覧を参照し、具体的に自宅近くの支援センターを案内することが好ましいと思われます。
- (2) (1)のほかに障害者就業・生活支援センターや地域障害者職業センターという機関があります。これらの機関は東京都内にはそれぞれ数か所ずつしかないため、紹介する際は相談者の自宅近くにあるか確認が必要です。
- (3) ジョブコーチ（職場適応援助者）：ジョブコーチとは、障害者、事業主、障害者の家族等に対して、障害者とその職場に適応できるよう職場内外の支援環境を整える者を言います。例えば、企業内のニーズを調査して同企業内の障害者の仕事に結びつけたり（一般企業に雇用される企業内ジョブコーチ）、外部から障害者の就労先を定期的に訪問して定着支援を行ったりします。

Q 知的障害の子を持つ高齢の親御さんから、子の将来について相談を受けました。どのような助言をしたらいいでしょうか。

A (1) 福祉サービスの必要性

まず、福祉サービスを受けているかどうか確認しましょう。障害者に対する権利侵害の要因に、社会における障害者の孤立が挙げられます。障害者を福祉サービスにつなげることは、権利侵害の予防にも繋がります。以下福祉サービスについてご説明します。

①療育手帳の取得：手帳が交付されることによって、一貫した指導・相談が行われるとともに、各種福祉サービスが受けやすくなります。最初に手帳を取得しているかを確認し、取得未了であれば取得を促しましょう。手帳の詳細は前述のとおりです。

②支援施策の利用：まず、暮らしの場として、グループホーム（障害者総合支援法の共同生活援助）があります。次に日中に通所する場所としては、就労継続支援B型事業所（軽作業等を行い、工賃が給付される）、生活介護事業所及び地域活動支援センターがあります。多くの自治体では地域生活支援事業の移動支援事業として、ガイドヘルパー派遣事業を実施しており、ヘルパーと外出等の活動をすることも考えられます。

(2) その他障害者を消費者被害等から守る方法

障害者の予防的な権利擁護の方法としては、①社会福祉協議会が行っている、日常の金銭管理や福祉サービスを受けるための手助けを行う日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）の活用、②弁護士との間でホームロイヤー契約の締結、③弁護士等による任意の財産管理契約の締結、④成年後見制度の利用などが考えられます。

Q 精神科病院の入院患者からの退院請求・処遇改善請求の相談依頼を受けたら、どうしたらいいでしょうか。

A 日本の現状では、医療的には退院可能なのに、受け入れ条件が整っていないために退院できない「社会的入院」も少なくないとみられています。入院患者からの相談に対応することには社会的意義があり、積極的な対応が求められています。

精神保健に関する相談・依頼には日弁連の委託援助制度が利用できます。なお、精神保健に限らず、相談者が相談場所へ来られない場合、法テラスの出張無料相談（事前申請要）を利用することもできます。

精神保健福祉法により、精神科病院の入院には、措置入院、医療保護入院、緊急措置入院、応急入院、任意入院などの種類があるので、まず入院形態を確認しましょう（本稿では医療観察法による入院は除外しています）。

入院患者と弁護士との交通は精神保健福祉法で保障されています。まずはご本人と対面して相談を受けることが肝要ですが、可能であれば早期に主治医や家族等からも情報収集するべきです。

相談への対応例として、①ご本人と面会（病名・病状、治療状況、薬、希望などを確認）、②主治医と面談（退院についての見解、退院に至っていない理由を聴取）、③家族等からの事情聴取、④ご本人と再度面談（②③の結果を踏まえ、希望を確認）、などを行います。

相談の結果、退院請求や処遇改善請求を受任した場合の対応例として、①都道府県知事等宛の請求書を、精神保健福祉センターへ提出して、受理通知を受領、②意見書及び資料を提出、③（病院管理者や家族への）意見聴取への立会、④審査会で意見陳述、などを行います。

参考資料として、日弁連会員専用サイト（https://www.nichibenren.jp/opencms/opencms/shoshiki_manual/kaji_korei_shogai/fukushi.html）に「精神保健福祉マニュアル」が掲載されており、退院・処遇改善請求書のサンプル書式など、資料も豊富に添付されています。

インタビュー：大谷恭子会員に聞く 「共生(インクルーシブ)教育を求めて」

聞き手・構成：高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員 大瀧 靖峰 (61期)
委員 藤岡 毅 (47期)

1 障害者の教育分野に取り組むきっかけ

—— 障害者の権利擁護の中でも教育分野に特に力を入れるようになったきっかけを教えてください。

もともと刑事弁護をやりたくて弁護士になりました。弁護士2年目のとき、小学校の校門を乗り越えて逮捕された人の接見依頼が来ました。当時養護学校2年生だったK君が、地域の小学校に転校を希望し、これが容れられずK君は校門の前で毎日勉強していたのです。ある日、校内のトイレを借りようと、K君にその日勉強を教えてくれていた支援者が校門を乗り越え、建造物侵入罪で逮捕され、起訴されました。支援者は公務員で、有罪になったら失職します。そこで、私は、K君に小学校の学籍さえあれば建造物侵入罪は成立しない、K君の転校を認めない学校指定処分は違法であると主張し、刑事事件でしたが、障害のある子の地域の学校の学籍を求める刑事行政裁判となりました（注：東京高判昭和57年1月28日判例タイムズ474号242頁）。

2 分離教育の問題点

—— どうして障害のある子と障害のない子が一緒に学ぶことが大切なのでしょう。

できるだけ小さな時からごく普通に障害のある人と出会うことによって、当たり前の人間関係ができます。障害のある子を地域の学校から排除して、いくら人に優しくと言っても、日常的に関わり合う仲間にはなれません。今では、共生社会の必要性は普通に言われるようになりましたが、これは分けない教育によってしか、実現できないと思います。

3 若手弁護士へのメッセージ

—— まだ障害者の権利擁護に取り組んだことのない若手弁護士に一言お願いします。



大谷 恭子 会員 (30期)

元内閣府障がい者制度改革推進会議構成員、
元内閣府障害者政策委員会委員

大谷会員の著書

『共生社会へのリーガルベース
—差別とたたかう現場から』
(現代書館・2014年)



私も、K君と出会うまでは、身近に障害のある子と出会ったことがありませんでした。でもK君が地域の学校から排除されていることを知り、根深い差別があると気づかされました。事件と出会い、自分を変えられたのです。障害者差別解消法が成立し、障害者の権利や自由を実現するために合理的配慮を提供することは社会の義務だとされました。合理的配慮は、周りを調整・変更することです。弁護士は調整のプロなので、どんどん現場交渉をして障害者の利益を実現して下さい。これによって、学校、クラス、地域も、自分も変えられます。是非、積極的に、障害者の教育分野に関わって下さい。

会員の担当した障害のある人の人権訴訟の紹介

特集

障害のある人の人権と弁護士使命感

保育園入園承諾義務付け訴訟・仮の義務付け申立て（鈴花ちゃん訴訟）

中根 秀樹 会員（47期）



2006年10月26日 朝日新聞

気管の障害のため、頻回にたんの吸引が必要であるという理由により普通保育園入園が不承諾となった児童及びその両親が、不承諾処分の取消と入園承諾処分の義務付け等を求める訴えを提起するとともに、「仮の義務付け」（行政事件訴訟法37条の5）の申立てを行った事案です。東京地裁は、「幼児期においてどのような環境においてどのような生活を送るかはその子どもの心身の成長、発達のために重要な事柄」であり、保育園に入園して保育を受ける機会を喪失するという損害は「填補が不能な損害」であって、「真にふさわしい保育を行う上では、障害者であるからといって一律に障害のない者が通う普通保育園における保育を認めないことは許されず、障害の程度を考えて、当該児童が、普通保育園に通う児童と身体的、精神的状態及び発達の点で同視することができ、普通保育園での保育が可能な場合には、普通保育園での保育を実施すべきである」として、仮の義務付け決定を行い、2006年2月2日、保育園への「仮の」入園が認められました。同年10月25日に不承諾処分の取消と入園承諾処分を義務付ける旨の判決を得て、翌年3月無事保育園を卒園し、4月には（普通）小学校への入学が認められました。たんの吸引など医療的ケアを必要とする児童に普通保育を受ける門戸を開いた重要な意義を有する訴訟です。

「移動支援費鈴木訴訟」障害者の介護保障事件は弁護士の重要な仕事です。

藤岡 毅 会員（47期）

脳性まひによる全身性障害者鈴木敬治さんが原告となり、月124時間の移動介護給付が行政の一方向的に制定した上限32時間に削減されたのは違法と訴えた、障害者福祉に関する行政訴訟です。

2006年11月29日東京地裁は「法は支給時間を各障害者ごとに個別に判断することを求めている」旨判断し、一律上限で支給時間を決めた行政処分を違法としました。但し、訴訟途中で法改正があったことを理由とした原告敗訴判決でした【第一次鈴木訴訟】。

この判決で示された『介護給付は、個々の障害者ごとの個別事情に則して決められるべき』とする【障害者介護給付における必要即応の原則】は、その後【福島地裁2007年9月18日船引町支援費訴訟判決】、【東京地裁2010年7月28日第二次鈴木訴訟判決】、【大阪高裁2011年12月14日石田訴訟判決】、【和歌山地裁2012年4月25日ALS訴訟判決】等に引き継がれ、障害者の人権訴訟における「法理」として、確立していきます。

従来「福祉の専門家の仕事」と思われてきた障害者福祉事件が、弁護士の重要な仕事であり使命であることを示した訴訟といえると思います。



2006年11月30日 東京新聞

障害者自立支援法違憲訴訟～基本合意の実現は道半ば～

黒崎 隆 会員 (50期)



2010年1月8日 朝日新聞

本訴訟は、必要とする支援の量に応じた負担を強いることになる「応益負担」を定めた障害者自立支援法が、障害のある人に対する差別であり、基本的人権を侵害するものとして、2008年10月から2009年10月にかけて、障害のある当事者ら71人が全国14地裁で応益負担制度の廃止を求めて国を提訴したものです。応益負担制度によると、食事、排泄、移動などに多くの援助が必要となる障害の程度の重い人が、より多くの負担を強いられることになるのです。

本訴訟において、原告団・弁護団と被告である国は、2010年1月7日、「すみやかに応益負担制度を廃止し、2013年8月までに障害者自立支援法を廃止し新たな総合福祉法制を実施する」「障害福祉施策の充実は、憲法等に基づく障害者の基本的人権の行使を支援するものであることを基本とする」ことなどを確約する基本合意を締結しました。そして、同合意は2010年4月21日までに全国14の地方裁判所にて誓約されて、訴訟上の和解が成立しました。

国との間で基本合意が成立したことは画期的ですが、和解成立後いまだ基本合意の趣旨の実現は道半ばであり、国との協議、運動は今日まで続いています。

被後見人の選挙権回復裁判 違憲判決から公職選挙法改正まで74日

杉浦ひとみ 会員 (51期)

この事件は、成年後見制度を利用して被後見人となったために選挙権を奪われたダウン症の女性が被後見人に選挙権を認めないとした公職選挙法11条1項1号は違憲だと、2011年2月1日東京地方裁判所に提訴した事件です。女性は20歳から欠かさず父母と一緒に選挙に行き、テレビで政見放送を観たり、投票後には投票内容を口外しないなど選挙のルールも実行していました。しかし、本人を尊重するはずの成年後見制度を利用したところ選挙はがきが来なくなり好きな選挙に行けなくなりました。裁判では2点が争点でした。①選挙権を能力によって制限することは憲法に違反するか。②仮に選挙に能力が必要だとしても、成年後見制度によって被後見人となったことを、選挙能力の判断のために借用することは憲法に違反するか。2013年3月14日、東京地裁は公選法11条1項1号を違憲と判決。被後見人全員が選挙のための能力を欠く者ではなく、成年後見制度を借用した制限は過剰であるとの理由でした。判決から74日後の2013年5月27日、公選法の制限規定が削除され、同年7月の参院選挙では約13万6千人の被後見人の選挙権が回復されました。重大な権利を見落としていた弁護士の責任も感じた事件でした。経験の長短ではなく、おかしいと思った問題には取り組んでみるべきだと思います。



2013年3月15日 毎日新聞

障害のある人の法的支援・法律相談のための 書籍等ガイド

弁護士に役立つ代表的な書籍等をピックアップしてご紹介します。

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員 藤岡 毅 (47期)

1 東弁会員向けマニュアル

『障害者福祉の概要』(Q&A方式 オアシス相談員用 標準テキスト [第2版] 2013年9月 東京弁護士会 高齢者・障害者の権利に関する特別委員会編)は障害者法律相談の基本書です。

会員は当会ウェブサイトの「会員サイト」をログインし、「マニュアル」→「業務に関するマニュアル」→「高齢者・障害者の権利に関する特別委員会編」にアクセスすれば誰でもダウンロードできます。但し、情報が古くなってきたため改訂作業中です。

2 障害者差別解消法について学ぶ

『Q&A 障害者差別解消法』(野村茂樹他[編] 生活書院 2016年)この分野の最前線で活動する弁護士らによる同法に関する実践マニュアルです。LIBRA2017年4月号で紹介。



3 障害者権利条約について学ぶ

- ①『概説 障害者権利条約』(松井亮輔・川島聡[編] 法律文化社 2010年)
- ②『障害者の権利条約と日本—概要と展望』([増補改訂] 長瀬修・東俊裕・川島聡[編] 生活書院 2012年)
いずれも障害者権利条約の意義や重要概念等を学ぶことのできるテキストです。

4 精神障害者の人権と支援を学ぶ

- ①『精神障害法』(池原毅和 三省堂 2011年)日本は精神科病院の社会的入院が世界でも飛びぬけて多い人権後進国と言われていています。この分野の第一人者池原弁護士による実践と理論の書。
- ②『べてるの家の「非」援助論—そのままがいいと思えるための25章』(浦河べてるの家 医学書院 2002年)
統合失調症者に対する見方に関し、目から鱗の2002年発行のバイブル(古典)。

5 障害者雇用促進法を学ぶ

『詳説 障害者雇用促進法』(永野仁美他[編] 弘文堂 2016年)障害者雇用について研究者・弁護士等が

理論と実務を解説しています。

6 障害者虐待防止法を学ぶ

『障害者虐待防止法活用ハンドブック』(日本弁護士連合会高齢者障害者の権利に関する委員会 民事法研究会 2012年)虐待事案対応に必携の書。

7 重度自閉症者が公務員として働く記録

『お仕事がんばります』(明石洋子 ぶどう社 2005年)重い自閉症のあるような人は一般就労ができないという偏見はありませんか?

8『ゆびさきの宇宙 福島智・盲ろうを生きて』(生井久美子 岩波書店 2009年)「全盲」と「ろう」(聴覚障害)の重複障害のコミュニケーション手段である「指文字(ゆびてんじ)」を「発明」した福島智さんを描いたノンフィクション。

9『まあ、空気でも吸って 人と社会: 人工呼吸器の風がつなぐもの』(海老原宏美 現代書館 2015年)本特集の座談会に登場された人工呼吸器ユーザー海老原宏美さん半生記。母けえ子さんの子育て記録も収録。



10『難病カルテ—患者たちのいま』(蒔田備憲 生活書院 2014年)支援の谷間におちいる難病の人たちの今。

11 LIBRA「お薦めの一冊」(バックナンバー)で紹介された書籍

- ①『障害者の介護保障訴訟とは何か!』(藤岡毅・長岡健太郎[著] 現代書館 2013年) LIBRA2014年5月号
- ②『障がい者差別よ、さようなら! ケーススタディ障がいと人権2』(障害と人権全国弁護士ネット[編] 生活書院 2014年) LIBRA2015年3月号
- ③『支援を得てわたしらしく生きる!』(介護保障を考える弁護士と障害者の会全国ネット保障[編] 山吹書店 2016年) LIBRA2017年5月号



東京弁護士会 前年度会長

小林元治会員

「逞しい法曹と弁護士会を目指して」をスローガンに、2016年度の東弁の舵取りをしてきた小林元治前会長。法曹養成、若手支援、不祥事対策、財務問題…とまさしく「法曹」、「弁護士会」のあり方がクローズアップされた1年間を振り返っていただきました。

(聞き手・構成：伊藤 敬史)

1年間を振り返って

— まずは1年間の会長職を振り返って、どのような感想をお持ちですか。

1年は長いようで短いというのが率直な印象です。東弁会長としていろいろな計画を考えましたが、それを実行して結果を出すには相当早い段階から企画をして取り組まないと、なかなか難しいなど実感しました。

他方、6人の副会長、2人の監事が東弁執行部を形成して、いろいろとご協力をいただいて、それなりの成果を出せたという意味では、達成感があることも事実で、感謝をしています。

— 小林前会長は、「逞しい法曹と弁護士会を目指して」というスローガンを掲げられて、11の政策課題を掲げていらっしゃいました。どのような政策課題に重点を置いて取り組まれたのかをご紹介します。

1つは、「逞しい法曹をつくる」という視点です。これは、法曹養成が大きな課題でした。

もう1つは、「逞しい弁護士会をつくる」という視点です。2つの大きな視点から、11の政策課題を骨太方針と呼んで取り組みました。その中でも特に若手の支援、不祥事対策、財務問題、震災対策を重点的に対応させていただきました。

若手支援

— その重点課題を中心に伺います。まず若手支援ですね。若手会員がどんどん増える中で、様々な取組みがあったと思うのですが、具体的にご紹介いただけますか。

若手弁護士に対する経済的な支援が大きかったと思いますね。

東弁では、これまで会員になると会館特別会費を負担することになっていて、その負担額はかつての130万円から40万円まで減額されてきていたのですが、いわゆる貸与制世代の新65期以降の会館特別会費を一律免除しました。

日弁連執行部の一員としては、司法修習生に対する給付金の問題に取り組み、裁判所法の一部改正でその給付金が実現されました。弁護士になるのに時間と費用が掛かるという問題のうち費用の問題については一部解決されたのかなと思います。

あとは若手に対する業務支援として、「べんたら」と「ポケ弁」というアプリの開発をして、弁護士の皆さんの業務支援をしたり、あるいは弁護士業務の広報をしたりしました。広報にも重点的に予算配分をして支援をさせていただきました。

若手支援の具体的な活動は、若手会員総合支援センターと弁護士活動領域拡大推進本部が、非常に頑

張って、AI、宇宙問題など最先端の課題を始め様々な活動を展開されました。

あとは若手会員のOJTですね。錦糸町や蒲田で若手と中堅以上の弁護士の双方が一緒に法律相談をして、事件をやりながら仕事を覚えていくといったことも重点的に支援させていただきました。

— 広報的な取組みについては、小林前会長は、新聞広告などとても積極的な活動を展開されていたと思うのですが、振り返ってみていかがですか。

広報はとても大事で、費用に見合う効果がどこまであったかという効果測定はなかなか難しいのですが、広報をするというマインドは理事者としては常に持ち続けなければいけません。

弁護士の業務支援では、ユーザーの皆さんに弁護士の業務をご理解いただいて、弁護士のサービスがどういう意味を持つのかということを知っていただくことが重要です。そういう意味で、中小企業センターのアプリや法律相談の動画を作って、広報にかなりの予算投入をさせていただきました。

— 若手会員に接する機会もいろいろあったと思うのですが、印象に残っていることはありますか。

1つはクラス別研修です。研修におけるクラスがとてもよく機能していて、新人の段階から横の連帯を強めていけるという意味で、今後もクラス別研修に力を入れていく必要があると思います。

もう1つは、新進会員活動委員会がやっておられる若手の会で、そこで若手の皆さんの意見をきちんと聞くというのは、とても大事なことだったと思います。

不祥事対策

— 次に不祥事対策について伺います。弁護士に対する世間の目が厳しくなっている中で、弁護士自治を守る上でも重要な課題だと思いますが、振り返っていかがでしょうか。

弁護士業務の適正化は弁護士自治の根幹です。特に横領、背任や事件放置は弁護士としてあってはならず、このような重大案件については、厳しく、きちんと、速やかに対応していかなければなりません。

他方、懲戒申立の中には、弁護士に対する業務妨

害的なものや、いわゆる濫訴案件も結構多いです。そういったものに対して早期に結論を出して、会員の皆さんを守ることも必要です。

綱紀・懲戒の審査には、その両面がありますので、証拠に基づいて早く結論を出していくことが大事です。

その前さばきを補助するために新たに調査員を採用しました。綱紀委員会、懲戒委員会は独立委員会ですから、調査員には綱紀、懲戒の判断そのものはできませんけれども、判断の材料となる資料を収集して提供する補助的な役割を担うということで、綱紀の調査員9名と懲戒の調査員2名の11名を採用して、この4月から稼働をしています。綱紀・懲戒制度の適正な運用ができることを期待しています。

財務問題

— 財務問題については、いかがでしょうか。

東弁の財務は一般会計の収入が約18億円で、そのうち約14億円、つまり77%程が会費収入で賄われています。繰越金は毎年14億～15億円ですけど、会員が少しずつ増えていますので、繰越金も少しずつ増えていきます。他方で、東弁はかなりの割合を会館特別会計に繰り入れていたのを、来年末まで停止できるという総会決議があり、これを延長するのかどうか議論をしなければいけません。65期以降の貸与制世代の会館特別会費を免除したこともありますから、会館を今後どう運営していくのかを含めて分析する必要があるという問題意識もありました。

そこで財務関係の担当副会長や財務委員会の皆さんだけではなく、事業系の委員会の皆さんにも入っていただいて、財務問題を全体として見直すために、ワーキングを作って今年の2月に報告書を出していただきました。今後の東弁の財務の在り方を示す貴重な問題提起です。

— 若手を中心とした会員の中には、会費の負担が大きいという声も聞かれます。会員が弁護士自治のために会費を負担するということを理解することが必要と思うのと同時に、その負担が納得できるものであることも重要だと思います。

そうですね。弁護士会には、弁護士法の社会正義と人権擁護という大きなミッションがあって、そのた

めに弁護士自治があります。ただ、会費の問題を考えるとときには、弁護士会は職能団体ですから、研修や業務支援で会費のペイに見合う利益を還元していくことも重要で、それと公益的な役割をバランスよく考えていかなければいけません。

大きな弁護士会で大きな会費というのは今後の方向性ではなくて、社会にとって必要とされる弁護士会を維持するにはどの程度の会費が必要かという視点を絶えず持ちながら、冗費を避けて、会員にできるだけ還元をしていくという視点も持ち、バランスよく弁護士会を運営していくことが必要だと思います。

災害対策

— 災害対策については、いかがでしょうか。

30年以内に7割ぐらいの確率で首都圏直下型の大きな地震も想定される中で、東弁として危機管理の視点から備えていくことが必要ということで、災害基金を作りました。具体的には2億円を提案したわけですが、9月の常議員会では否決されてしまいました。我々は、説明責任が果たされてなかったのかなと反省いたしました。

そこで、次の常議員会までに、様々な視点からシミュレーションをして、最低2億円は必要だということが数字的にも裏付けられましたので、10月の常議員会でそういったことをきめ細やかに説明しましたら、前回反対した人も次々と賛成意見を述べられて、結果的には全会一致で承認されたんですね。常議員のメンバーは若い方も多いのですが、納得すれば賛成していただけるんだなど実感して、理事者の説明責任の大切さを感じました。

憲法問題

— 憲法問題については、いかがですか。

3年前に限定的とはいえ集団的自衛権が閣議決定され、2015年9月19日に安保法制が国会で可決されて、2016年3月に施行されました。これまでの政府の憲法解釈を覆したわけで、東弁も日弁連と共に、立憲主義に反し、手続的にも問題であると言い続けております。

憲法的な価値が危機にさらされているということもありますし、憲法改正の議論も政党でも活発に議論さ

れる状況になっていますので、会員としても重大な関心を持つ必要があると思いますね。

国際的に見ると、アメリカのトランプ新政権やフランス大統領選での議論など排他主義的な動向も高まる中で、日本としては、国際協調、恒久的平和主義の憲法のもとで、近隣諸国との平和外交を通じて日本独自のスタンスで平和を守っていくことが大事だと思います。

法曹養成

— 東弁の会長は同時に日弁連の筆頭副会長としても重要な職責を担っていらっしゃいます。ご担当の法曹養成の関係では、先ほど司法修習生の給付金に触れていただきましたが、法曹養成の取組みを全体的に振り返ってみていかがでしょうか。

2001年に司法制度改革審議会の意見書が出て、裁判員裁判、法テラス、法科大学院など様々な改革が進む中で、司法試験合格者3,000人計画が採用されて、急激な法曹人口増がありました。それに対して、現実の需要とのアンバランスがあって、結局3,000人計画の閣議決定は撤回されて、政府も法曹養成の課題について方向性を示さなければいけないということで、法曹養成制度改革推進会議で、2015年6月30日にさらなる推進計画が出されたわけですね。

日弁連も、2016年3月11日の臨時総会で、まず司法試験合格者1,500人を実現し、法曹養成制度の見直しをしながら質の高い法曹養成をしていく、予備試験については制度の趣旨に従った運営をしていく、そして司法修習生に対する経済的な支援を実現していくという決議をしました。

それを踏まえて、昨年度は、法曹志望者が激減している問題が大きな課題でした。昨年司法試験合格者は1,583人でしたが、受験生は6,899人でした。志望者が減れば、将来の法曹は先細りしていき、弁護士制度や司法制度そのものが弱体化してしまいます。

だから、弁護士に、裁判官、検事も含めた法曹全体の魅力を、若い人たちに発信していく取組みを展開いたしました。また、司法修習生への給付金制度が実現できたのは大きな前進でした。

— 2017年3月18日にイイノホールでやった『弁護士になりたい！』と思っているだけじゃ始まらない』というシン

ポジウムでは、中学生、高校生、大学生がたくさん参加していたのが印象的でした。

あのシンポジウムは、2部構成で、第1部ではテレビドラマ『下町ロケット』を土台にしながら、弁護士が現実の社会の中でどのような役割を果たしているのかを紹介しました。第2部では、企業経営者や新聞の論説委員も交えて、弁護士には活躍する場面が多方面にあるというお話をさせていただきました。

参加者には中学生や高校生もいましたが、アンケートの結果を見ると、一様に弁護士の公益性や役割について意義深く感じて、自分も弁護士になってみたいと思われたようです。ああいう試みは、全国でやっていく必要があるし、弁護士の魅力をもっと社会に発信をしていく必要があると思います。

子どもが弁護士になりたいと言ったときに、親が「やめておけ」と釘を刺してしまうような状況は問題です。弁護士になったら就職がないとか、仕事がないなど、ネガティブキャンペーン的なものが世間に浸透しているのではないかとと思われるところがあるので、あらためていく必要があります。

弁護士は、人として一生をかける価値のあるプロフェSSIONALであるということを、社会の皆さんに理解していただく必要があります。

— おっしゃる通りですね。私も弁護士は一生をかける価値があると感じていますが、小林前会長は、弁護士の魅力はどういうところにあるとお感じですか。

弁護士の魅力は、現実生起する社会の事象に対し、紛争を解決して、クライアントである個人の人生や会社の帰趨に関わり、結果として社会貢献して、重要なミッションを果たしているということですね。そこは皆さん価値観として共有できるところだと思います。

民事司法改革、子どもの問題

— 日弁連の筆頭会長としての他の取組みについてもご紹介いただけますか。

1つは、民事司法改革です。民事司法改革というのは、公正で頼りがいのある司法を実現して、ユーザーにとって利用しやすい制度を作るということです。申立手数料の問題に始まり、証拠と事実に基づく判決、執行も含めた権利救済、法律扶助など司法のアクセス、

国際的な民事紛争への対応といったことを、トータルに改革しようとしております。民事司法改革を推進していくということは、結果的には弁護士の活動領域を増やすことにもなります。

もう1つは、子どもの問題です。少年法の成人年齢引下げの問題や児童虐待など多くの課題がありました。昨年10月1日に児童福祉法の改正法が施行されて、全国の児童相談所に必ず弁護士を配置することになりましたので、全国の弁護士会と協力して各自治体へ常勤と非常勤の弁護士を配置する対応策を検討してまいりました。

総会の委任状の問題

— 2017年3月3日の日弁連臨時総会で委任状の問題がありました。この問題についてはどのようにお考えですか。

東弁会員の委任状の受任者の名前が、事務的な過誤によって別の会員に変更されてしまいました。これは、総会という最高の意思決定の場面で、委任者の意思が反映されなくなってしまうという重大な問題です。

この問題はきちんと調査をした上で再発防止も含めて対応をすべきということで、会長談話を出して、調査委員会を立ち上げました。3月30日には、調査委員会の報告書がまとめられました。

それを踏まえて、東弁としては、私の報酬の返納も含む処分をして、さらに次年度に向けて再発防止策を図っていくことになりました。

今後、そのような過誤が起きないように二重、三重のチェック体制を敷くとともに、これまでのような包括型の委任状に加えて、個別の議案に対する賛否も問うような代理人選任届も準備することになりました。これはとても事務作業が増えるのですが、総会に会員の意思がきめ細かに反映されるのは大切なことと思います。今年度、そういうシステムを立ち上げていかれるので、成り行きを見守っていきたいと思います。

プロフィール こばやし・もとじ

1981年修習修了(33期)。東京弁護士会副会長(2003年)、東京弁護士会民事司法改革実現本部本部長代行、日本弁護士連合会常務理事、日本弁護士連合会総合支援本部本部長、日本弁護士連合会日本司法支援センター推進本部事務局長、日本弁護士連合会民事司法改革実現本部事務局長、東京弁護士会会長・日本弁護士連合会副会長(2016年)等を歴任。

2017(平成29)年度 定期総会

2017(平成29)年5月29日(月)12時30分 弁護士会館2階講堂「クレオ」

本人出席195人・委任状出席477人

会務執行方針

会長の淵上玲子でございます。本年度の執行部が取り組む重点課題について少しお時間をいただき、ご報告申し上げます。

第1 基本姿勢

その前に、私ども執行部が掲げる基本姿勢についてお話ししたいと思います。会務におけるリスク管理と執行力の強化というものです。

1 委任状問題とリスク管理

本年3月3日に行われた日弁連総会の委任状問題は、東京弁護士会に対する会員からの信頼、そして社会的信用を大きく損ないました。前年度執行部は、速やかに独立委員会である調査委員会を設置し、調査委員会は3月30日付で詳細な報告書を提出しました。報告書はホームページにアップされています。調査委員会の方々には、短期間に集中的に調査を行い、きわめて詳細な内容の報告をしていただきましたことに心より感謝しております。

調査結果により、事務局による過誤が重なったことが原因であったと判明していますが、事務上の過誤とはいえ、弁護士業務の根幹ともいえる委任状の軽視は厳に戒めなければなりません。

前年度執行部は調査報告を受けて、3月31日に、会長の3カ月分の報酬返納および筆頭副会長と事務局に対するけん責処分を行いました。

私ども平成29年度執行部は調査報告書を詳細に検討し、代理人選任届のあり方について、議論を重ね5月26日の日弁連総会に向けた取り扱い基準を作成し、公表しました。

まずは、受任者指定の代理人選任届については、合理的な推定があったとしても受任者の了解なく修正を行ってはならないという、ごく当然のものを確認いたしました。

他方、受任者白地の委任状については、様々なご意見もありますが、出席者ひとりあたりが受任できる数に制限がある現行制度の下、適当な受任者を見つけられない会員のことを考えますと、極力有効なものとして取り扱う必要があると考えます。

そのうえで、受取人白地の代理人選任届と受任者指定の代理人選任届との取り扱いに過誤が生じないよう

な2重、3重のチェック体制を整備しました。

さらに、受任事項について、今までの一括委任型の代理人選任届だけではなく、今回から会員の意思を個別に表明できるように賛否選択型のものも提示させていただきました。各地の取り扱いを調査し、副会長および職員らで大阪弁護士会へ調査に赴くなどした上で、新たに賛否選択型の代理人選任届を往復はがきで送付したものです。5月26日に行われた日弁連総会において賛否選択型の賛否が表記された受取人白地の代理人選任届については、副会長が個別に賛否の議決を行える体制を整えました。

日弁連総会のための委任状問題については、このように対応をいたしました。当会の総会のための委任状に関しましては、会則の規定などの関係上、本日までには検討ができませんでした。今後、広く会内の意見を聞いて、検討してまいりたいと考えております。

委任状問題を含めて、会運営におけるリスク管理を徹底したいと考えます。

2 執行力の強化

基本姿勢の二つ目として執行力の強化を掲げています。

新執行部が様々な施策に取り組めるように執行力を強化すべく、委員会に対する副会長の関与のあり方、そのほか決裁基準の見直しなど、様々な工夫を行っています。

今年度、私と平沢副会長という女性2名の執行部入りを実現しました。執行力の強化は、男女共同参画、ライフワークバランスを目指すための効率化の裏返しともいえます。

弁護士会の政策決定過程へ女性の参加を促進させるためにも不可欠な取り組みと考えております。引き続きご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

第2 重点課題

このように男女共同参画の推進は私自身の重要施策の一つとなっておりますが、このほか日弁連でも担当している法曹志望者増の取り組みについて、東弁としても積極的に行ってまいりたいと考えています。

プロフェッションである私たち法律家は、私たちの後継者をいかに育成していくかを真剣に議論し、力を合わせて取り組んでいく必要があります。

私は選挙で「希望を拡げる」ということばを使いました。将来有為な人材が、法曹の仕事に魅力を感じ、



審議の様子

法曹の道を選ぶよう、積極的に若者に働きかけていくということも意味しています。

以上のほかに、以下7つの重点課題についてお話しします。

1 1つめが市民に寄り添うというテーマのもとに、市民ニーズに応じたアクセス窓口を拡充することです。拡充といっても箱モノの法律相談センターを増やすという意味ではなく、既存のシステムを合理化し、有効に活用することを意味しています。

市民ニーズとして、弁護士に専門性、精通性を求める傾向はなお一層進んでいます。専門性の認定に関する議論はさまざまです。そこで東弁の様々な委員会が所管し、現に存在する特別相談の名簿を活用することで、より専門性・精通性の高い弁護士を紹介する制度ができないかを考えているところです。

法律相談センターの赤字を減少させる取組はもとより、専門性、精通性を求める市民ニーズに応えるためのアクセス窓口のあり方を再構成していきたいと考えています。

2 2つめが中小企業に寄り添うというものです。

全国の中小企業者数は380万者、その中でも東京の中小企業者数は45万者弱であり、大きな割合を占めています。

東京弁護士会は中小企業法律支援センターにおいて、様々な支援策を実施していますが、これをより拡充させていきたいと考えています。

弁護士紹介センターの弁護士紹介は個人、中小企業支援センターの弁護士紹介は中小企業とその役割を明確化して、従来弁護士紹介センターが所管していたものを中小企業支援センターに移管し、さらにそのメニューを拡充していくというものです。

3 3つめが国際展開に関する取組です。

今年は3つの大きな国際会議が東京で行われます。8月末の若手法曹国際協会の年次大会、9月には当会が会員となっているLAWASIAの年次大会があります。また、9月末には当会がホスト役を務める世界大都市弁護士会会議が開催されます。

今や多くの企業が国境を越えて事業を展開し、多くの市民が外国で暮らし、また、多くの外国人が日本を訪れる時代です。私たち弁護士の活動も社会のあらゆる

面のグローバル化に対応しなければなりませんし、そうすることが弁護士の活動領域の拡大にもつながると考えます。国際会議はネットワークを世界に広げ、活躍の場を得るチャンスだと思いますので、ぜひ多くの会員に参加を呼びかけたいと思います。特に、若手弁護士については、日弁連と同様の参加費用の支援策をとっています。また、世界大都市弁護士会会議においては、ホストの役割をしっかりと務めるとともに、世界の弁護士会との交流を深めていきたいと思います。

4 4つめが若手弁護士に対する業務支援です。

歴代の執行部が取り組んできた課題であり、その流れをさらに広げていきたいと考えます。

具体的には、登録後3年目までの若手会員に対して弁護士業務上の一般的な助言や事務所経営・顧客開拓等に関する助言等を行うチューター弁護士制度をより活用すること、若手弁護士向けのOJT相談会を拡充すること、研修情報や弁護士業務情報の提供など会員の弁護士業務をサポートし、会員と弁護士会とがつながる窓口の一つであるアプリ「べんとら」の機能強化などがあげられます。

5 5つめが財政の健全化に向けた取り組みです。

昨年度発表された財務問題検討ワーキング・グループの意見書を参考にしながら、3つの方針を予算に計上しています。

① 本年度から会館特別会計への一般会計からの組み入れを行います。

但し、今回は総会決議のルールの見直しを予定していることから、ランニングコストに相応する金額を組み入れる予定です。

さらに、この1年で組み入れ額に関する検討を行い、総会決議ルールの見直しが必要かを検討して、次年度からの再開を目指したいと考えます。

② 昨年度、退職金については、退職金見込額6億円強がすべて負債として計上され、大幅な積み立て不足が生じています。

しかしながら、全員が同時に退職することを想定した積み立てが必要ではありませんので、積み立てに関する規則を作り、一般会計とのバランスを取りたいと考えます。

③ 財務問題検討ワーキング・グループ意見書が指摘する事業用積立金についての検討です。

事務の省力化、効率化をはかるためのOAの利用は不可欠です。しかしながら、そのためには大きな資金計画が必要であり、どのように積立すべきかを検討していきたいと考えます。

6 6つ目が不祥事対策です。

まずは本日議案とされている預り金制度についてです。

預り金口座の届け出は10月1日から義務化されますが、届出の方法など会員向けに広報を行うとともに、届出の事務フローとミスのない管理体制を整えます。

また綱紀委員会の処理の促進については、4月から始まった綱紀委員会調査員の活動に期待しているところであり、市民から信頼される懲戒綱紀制度の構築を目指します。

7 7つ目が共謀罪法案や憲法改正などの問題への対応です。

現在国会で審議されているテロ等準備罪いわゆる共

謀罪法案について、東弁は1月11日に国会上程反対の声明をだしています。思想信条の自由を広範囲に制限しかねない共謀罪法案は、5月23日衆議院本会議を通過し、参議院の審議に移っていますが、今後も審議状況を見極めながら、廃案に向けた取り組みを進めてまいります。

また、憲法改正に関しては、衆議院憲法審査会での議論がはじまるなどしています。わたくしたち弁護士は法の支配の担い手として、その最高法規である憲法改正問題について注視し、国民主権、基本的人権の尊重、恒久平和主義などの基本原理の維持を確認していかなければなりません。

以上のほか、各種人権課題、刑事、民事の司法制度改革など様々な課題があります。本年度執行部は、これらの課題へ真摯に取り組んでいく所存ですので、何とぞご理解、ご支援のほどお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

審議

第1号議案 平成29・30年度資格審査会、懲戒委員会及び綱紀委員会の委員並びに予備委員（いずれも弁護士会員委員及び学識経験者委員）選任に関する件

◎承認（賛成多数）

〈内容〉

資格審査会、懲戒委員会、綱紀委員会の各委員（綱紀委員会の弁護士会員委員は105人中80人）がいずれも本年度内に任期満了となるので、慣例により、その選任について常議員会に一任することが承認された。

第2号議案 人権救済基金特別会計の予備費を使用したことの承認の件

◎承認（賛成多数）

〈内容〉

当会は、東京弁護士会会則第115条の「無資力者のためにする法律扶助に関し、法律援助事業を行う」との規定に基づき、東京三弁護士会法律援助事務センターを設置し、一定の資力基準を設けて法律援助事業を行っている。

ところで、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という）は、日本司法支援センター（以下「法テラス」という）による民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされていない者を対象とした刑事被疑者弁護、少年保護事件付添人、犯罪被害者、難民認定等の法律援助事業を法テラスに委託しているが、東京三弁護士会では、日弁連が法テラスに委託して行っているこ

れらの事業援助のうち、刑事被疑者弁護援助制度と少年保護付添援助制度について、資金を出し合い、日弁連の援助報酬額にさらに上乘せる制度（加算援助）を設けている。例えば刑事被疑者弁護の援助事業においては、接見2回分までは7万円が日弁連から支出され、接見3回以上は1回につき1万円を加算援助事業として当会から会員に支出している。

法律援助事業の件数は、国費による被疑者弁護の拡充等の要因により増減するが、2016年度における東京三弁護士会の加算援助件数は3,025件となり、2015年度の2,691件から334件（2015年度比12.4%増）の増加となっている。

この件数の増加等により、2016年度の人権救済基金特別会計の法律援助事業の加算援助事業費予算9,500万円を837,839円超過したので、超過分について、同特別会計の法律援助事業の予備費を使用し支出した。

予備費の支出については、東京弁護士会会計規則第25条第2項により、予備費を使用した後初めて開かれる総会で承認を得ることとなっているところ、上記支出が賛成多数にて承認された。

第3号議案 公設事務所運営基金特別会計の予備費を使用したことの承認の件

◎承認（いずれも賛成多数）

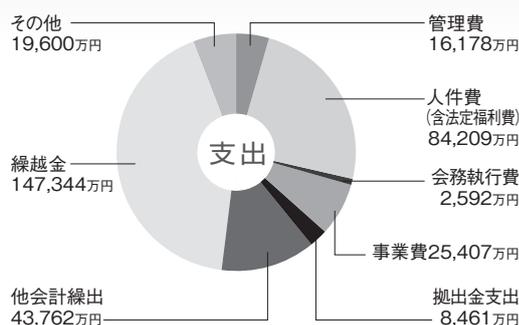
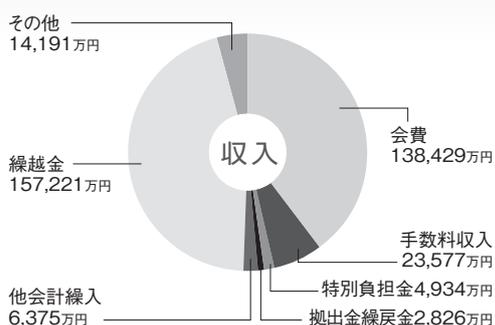
第1議案 弁護士法人渋谷パブリック法律事務所三田支所の運営費として5,875,016円を支出した件

〈内容〉

当会は、2008年6月、弁護士法人渋谷パブリック法

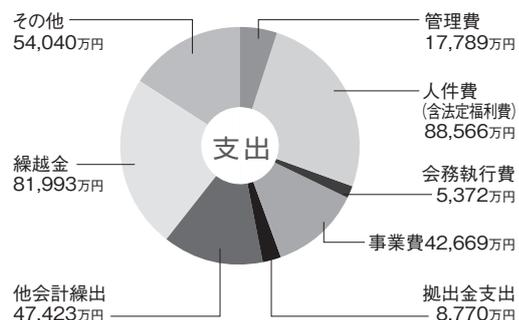
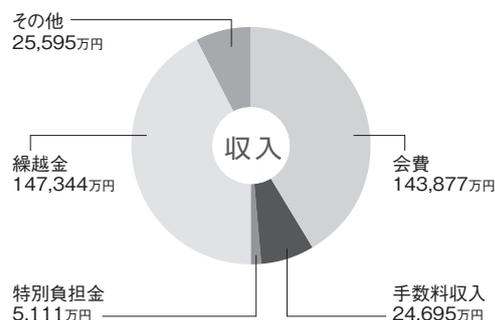
2016(平成28)年度一般会計 決算

合計 約347,553万円



2017(平成29)年度一般会計 予算

合計 約346,622万円



律事務所（以下「渋谷パブリック法律事務所」という）を國學院大学内に設立した。渋谷パブリック法律事務所は、設立以来約10年にわたり、國學院大学法科大学院などの4つの大学から委託を受け、独自のリーガルクリニック教育を行い、極めて高く評価されてきた。ところが、國學院大学法科大学院は、2015年6月に学生の募集停止を決定し、その後、当会は、國學院大学との間で建物使用に関する契約を2018年3月限りとする旨の合意をするに至った。そのため、当会としては、國學院大学からの退去に備えて代替的拠点を早急に作り、安定したリーガルクリニックを行えることを対外的に示す必要が生じた。

そこで、渋谷パブリック法律事務所から当会に対して、弁護士法人東京パブリック法律事務所（以下「東京パブリック法律事務所」という）三田支所が築いてきた諸機関との連携を深め、それを活用しつつ臨床法学教育の充実を進めるため、東京パブリック法律事務所三田支所が使用しているスペースを支所として利用し、新たな拠点としたいとの提案があった。

この提案が2016年7月26日の常議員会で承認され、それに基づき、同年9月に渋谷パブリック法律事務所三田支所が設立された。

ところで、上記渋谷パブリック法律事務所三田支所の運営費5,875,016円については、公設事務所運営基金特別会計の「運営費」から支出することが相当であるところ、2016年度の予算には計上されていなかった

ので、同特別会計の予備費を使用し支出した。

予備費の支出については、東京弁護士会会計規則第25条第2項により、予備費を使用した後初めて開かれる総会で承認を得ることとなっているところ、上記支出が賛成多数にて承認された。

第2議案 弁護士法人東京パブリック法律事務所の移転費用として2,449,462円を支出した件

〈内容〉

東京パブリック法律事務所は、2012年10月に三田支所を新設した。三田支所（外国人部門）への相談件数は高水準の状況が続き、大使館・領事館セミナーも年に数回開催し、好評を博していた。また、同所の所属弁護士が近時2件の難民認定を勝ち取るなど、実績を積み重ねてきた。

このような、三田支所が切り開いてきた都市における外国人の法的アクセス保障の実践と実績からすると、外国人（企業も含む）向けの相談・受任体制を整備し、同部門の機能を充実・強化すれば、もっと多くの外国人（企業も含む）の方々の需要の掘り起こしが可能と考えられる。

そのためには、人的資源を集中させ、かつ池袋の一般部門・事務局との連携が図れる環境を作ることが、機能充実と経営安定化のために有効であると考え、東京パブリック法律事務所は、2016年8月、三田支所の外国人部門の一部機能を三田に残しつつ、残る機能を池袋に移転した。

ところで、上記東京パブリック法律事務所の移転費用2,449,462円については、公設事務所運営基金に関する規則第5条第1項第7号に、公設事務所運営基金特別会計を公設事務所の移転のための諸費用の負担の支出に充てる旨が規定されており、公設事務所運営基金特別会計の「固定資産取得支出」から支出することが相当であるところ、2016年度の予算には計上されていなかったため、同特別会計の予備費を使用し支出した。

予備費の支出については、東京弁護士会会計規則第25条第2項により、予備費を使用した後初めて開かれる総会で承認を得ることとなっているところ、上記支出が賛成多数にて承認された。

第4号議案 2016(平成28)年度一般会計・特別会計収支決算の承認の件

◎承認(賛成多数)

〈内容〉

「2016(平成28)年度一般会計・特別会計決算報告書」に基づき審議が行われ、2016(平成28)年度一般会計・特別会計決算(35頁グラフ参照)が賛成多数にて承認された。

第5号議案 2017(平成29)年度一般会計・特別会計収支予算(案)の決議の件

第6号議案 東京弁護士会会計規則第24条但書に基づく科目間等の流用の承認の件

第7号議案 2018(平成30)年度4月分から6月分までの一般会計・特別会計収支暫定予算(案)の決議の件

◎承認(いずれも賛成多数)

〈内容〉

第5号議案は、「2017(平成29)年度予算説明書」に基づき審議が行われ、2017(平成29)年度一般会計・特別会計収支予算(35頁グラフ参照)が賛成多数で承認された。

第5号議案の可決に伴い、前年度の定期総会で承認された2017(平成29)年度4月分から6月分までの一般会計・特別会計収支暫定予算は失効し(東京弁護士会会計規則第21条第2項)、本予算内の収支として処理されることになる。

また、職員退職金については、若干余裕をもたせて予算を計上しているが、念のため、管理費の退職給付支出の計上額を超える支出が必要となった場合には、退職給付引当資産から必要な額を取り崩して支出することについても提案され、あわせて賛成多数で承認された。

第6号議案は、東京弁護士会会計規則第24条の「ただし、総会の承認により、科目区分の大科目中に

において中科目間、小科目間及び中科目と小科目間での流用をすることができる。」との規定に基づき、一般会計内の科目間の流用及び各特別会計においては、その会計内での流用を認めることが賛成多数にて承認された。但し、個々具体的な流用については、理事者会の承認を必要とするのが慣行である。

第7号議案は、事務の煩雑さをなくすとともに経費を節約するために、暫定予算については、予算書を作成せず、「2018(平成30)年度4月分から6月分までの一般会計・特別会計収支暫定予算は2017(平成29)年度本予算額の12分の3とする」ことが提案され、賛成多数で承認された。

第8号議案 「裁判所の処置請求に対する取扱会規」の一部改正の件

◎承認(賛成多数)

〈内容〉

2016年12月1日に施行された刑事訴訟法(以下「法」という)及び少年審判規則(以下「規則」という)の一部改正により、従来の裁判所の処置請求に加え、法第299条の7第2項の規定に基づく裁判所による弁護人である弁護士の新たな処置請求、法第299条の7第1項の規定に基づく検察官による弁護人である弁護士の処置請求、規則第7条第7項の規定に基づく裁判所による付添人である弁護士の処置請求が新たに規定され、更に法の新設条項の追加により、従前の法第295条第3項が同条第4項になる項ずれが生じているため、当会の規定を整備する必要が生じた。

そこで、「裁判所の処置請求に対する取扱会規」を一部改正することが提案され、賛成多数にて承認された。

第9号議案 「預り金等の取扱いに関する会規」の一部改正の件

◎承認(賛成多数)

〈内容〉

本年3月3日の日弁連臨時総会において、預り金等の取扱いに関する規程が一部改正され、預り金口座の届け出義務、弁護士会による照会の発動端緒の明文化、弁護士会の措置等が規定された。

これに伴う当会の規定を整備する必要から、「預り金等の取扱いに関する会規」を一部改正することが提案され、賛成多数で承認された。

【報告事項】

- (1) 男女共同参画の件
- (2) 夏期合同研究の件
- (3) 総会委任状問題の件
- (4) その他

理事者室から

6名の副会長が理事者室の取組みを毎月ご報告します。



毎日楽しく生き生きと

副会長 遠藤 常二郎 (39期)

新年度執行部がスタートして早2ヶ月が経とうとしております。淵上玲子会長の下に6人の副会長は、毎日会務に奮闘しております。今年度の役員は、それぞれ個性的ですが、会長を中心に、大変、チームワークが良く、息がぴったり合っている感じです。役員室は今年度からレイアウトを替え、副会長同士の見通しも良くなり、常にコミュニケーションが取りやすい配置となりました。今年度の目標は楽しく、生き生きと理事者の仕事をする事です。

今年度執行部がスタートして最初に取り組んだ課題は、日弁連総会の委任状問題です。3月3日の日弁連総会で、委任状の受任者名が事務手続上の過誤により変更されるという事態が発生しました。今年度理事者は、就任後直ちに、会員からのご意見を参考にしながら、再発防止策を検討しました。委任状取扱事務について業務フローを見直し、各担当責任者を明確にし、二重三重のチェック体制をとり、また、委任状取扱事務についての取扱基準をルール化しました。さらに、会員の

意見が総会に反映できるように委任状の様式を個別議案ごと賛否が記載できるように改めました。委任状のあり方については今後とも検討を要する重要課題であると思っております。

ところで、私自身のこの2ヶ月間の一番の変化としては、生活が規律正しくなったことであります。朝9時頃には役員室に出勤(?)し、執務しております。これまでの自堕落な生活から朝は規則正しい生活となりました。ただ、夜は相変わらず宴会だらけの日々であり、これまでと余り代わり映えしません。筆頭副会長の仕事はまだ2ヶ月の経験ですが、毎日予想外の出来事が発生し、これについて即座に対応して、解決策を示さなければならず、毎日が大変刺激的です。例えば不適切かもしれませんが、大型倒産事件の管財人に就任し常に会社内で即断即決が求められる立場に近いような気がします。これからもこのモチベーションを維持して、毎日楽しく生き生きと頑張りたいと思います。

ワークライフバランス

副会長 平沢 郁子 (41期)

6階の役員室で仕事をするようになって一ヶ月半になります。ずっと弁護士会の中にいるので、事務所に戻って自分のデスクに向かうと懐かしい気がします。女性や若手が副会長になれるよう副会長と弁護士業務とを両立させようと思っていましたが、なかなか思うようにいきません。

理事者になって、東弁の組織は、日々の会長副会長の意思決定によって動いていることを実感しています。決裁がなければ、委員会でも会の方針となりませ

んし、支払いもなされません。職員は正職員だけでも68名もおりますが、その業務はかなり忙しく残業も常態化しております。役員による執行力強化のためにも、ワークライフバランスの実現のためにも業務の合理化に努めていこうと思っています。

最後に、年度の初めだということもあり、懇親会が頻繁にあります。今年度役員の中で一番お酒に弱いので、梅酒サワーや温かいお茶でお茶を濁しております。

国際会議に参加してみよう

副会長 磯谷 文明 (46期)

今年は、東京にいながら国際会議に参加するには絶好の年といえるでしょう。ひとつは、8月28日～9月1日にヒルトンホテル新宿で開催される若手法曹国際協会(AIJA)の年次大会。人工知能(AI)を中心にプログラムが組まれているそうです。もうひとつは、9月18日～21日にホテルニューオータニで開催されるLAWASIA東京大会2017。司法制度からビジネス、人

権まで幅広いテーマが議論される予定です。

私は、子ども虐待問題の国際会議に何度か参加したことがあります。いつも国内だけの議論がいかにかに狭いことを痛感しています。参加費は決して安くありませんが、海外で催される会議に参加する場合、渡航費や滞在費もかかることを考えますと、間違いなくおトクですので、ぜひのぞいてみることをお勧めします。

未だ未来は見えませんが…

副会長 松山 憲秀 (46期)

丁度、二度の常議員会と11回の理事会を経験したところですが、“頼りなあ〜い心許なさ”で一杯です。

でも、この覚束なさも新鮮で、決して居心地の悪いものではありません。いや、実のところ、大いに楽しんでます。

弁護士会館には、自治の実践に夢中な方々と、その方々の欲求を真正面から受け止める事務方が発するエ

ネルギーが満ちていて、刺激のシャワーを浴びる快感があるからです。

まだまだ足元を見定めるのが漸くで、弁護士会の未来を望見するゆとりはありませんが、「この仕事、遣り甲斐ありっ!!」は間違いありません。

一層、心身を整えて日々臨みますので、引き続き、ご支援下さいますよう、お願い致します。

予算について

副会長 露木 琢磨 (46期)

私は、財務担当の副会長です。財務担当の副会長は、就任早々、ほとんど何も知らないままに、今年度予算案の策定に着手し、5月の常議員会までには、予算案、予算説明書案を確定させなければなりません。

4月半ばから、理事会、財務委員会、会派懇談会、常議員会正副議長会議、各種委員長会議と何度も説明の機会をいただきました。ご出席いただきました会員の方々には大変申し訳ないのですが、ずいぶん練習をさせていただき、予算に対する理解もずいぶん進んだ

気がいたします。ゴールデンウィークにエアコンの効いてない弁護士会で、予算案に関する検討、準備もさせていただきました。

そして迎えた常議員会で、ご承認をいただきまして、無事、5月29日の総会でもご承認いただきました。

総会当日は、予算案の簡潔かつ要点をついたご説明をさせていただこうと思っておりますので、十分な審議に基づき議決をよろしくお願い申し上げます。

あ〜。びっくり

副会長 榊原 一久 (48期)

4月に副会長に就任し、めまぐるしい毎日の中、あっという間に日々が過ぎていきます。弁護士会館の5階と6階を行ったり来たり、外部の法律相談センターを巡ったりなど、これまで極々普通の法律事務所でのただの一弁護士として過ごしてきた私としては、初めて経験することばかりで、とても新鮮な毎日でした。「大きな組織が動くというのはこういう仕組みなのか」と感心すると共に、「この大きなものを動かすのはなかなか一筋縄

ではいかないな」と感じることにしきりです。お金の動きもこれまでとは桁が違いびっくりすることも度々。

この中で日々業務をされている職員の方々、また、各委員会等で熱心に活動されている会員の方々には頭が下がる思いです。理事者だけでは動かない、でも、理事者が動かないと動かない。

とりあえず、これから来年の3月まで動き続けます。

今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第70回 憲法施行70年を迎えた憲法記念日 — 有楽町街頭宣伝 —

憲法問題対策センター委員長代行 菅 芳郎 (45期)

1 節目の年の街宣

憲法記念日の街頭宣伝活動は、当会が主催し、日弁連、関弁連、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が共催して、ここ数年有楽町駅前で行われている。

今年は憲法施行70年という節目の年であり、ここ数年の間に成立した特定秘密保護法、新安保法等の憲法違反の疑いが極めて強い法律が存在すること、特に新安保法の下で、昨年11月に自衛隊に駆けつけ警護任務を付与して、同年12月に南スーダンにPKO活動部隊として派遣されたこと、憲法記念日の直前である5月1日に、海上自衛隊の護衛艦（通称ヘリ空母）「いずも」が、米軍の要請により、米艦防護任務に就くよう命じられたことなど、実任務としての出動実績の累積によって、憲法違反の法制度の既成事実化が進む状況下での街宣であった。

2 街宣の実際

当日は午前11時から12時までの1時間の活動であったが、淵上玲子会長をはじめ、当会のほとんどの副会長や、歴代の役員、他会の憲法委員会関係者、そして沢山の一般会員の参加も得て、チラシやパンフレット、団扇、ウエットティッシュなどを配布した。

配布物の受け取りは、回を重ねるごとに次第に良くなっているように感じられ、また、「頑張ってください」という激励も増えたように感じられた。さらに、足を止めて演説に聞き入る人も少し増えたように思われた。

各弁士は、日本国憲法の基本原理を説明し、それが



最近揺らいでいるのではないかと問題提起をするという展開が多く、弁士それぞれが危機感を持っていることが伝えられたように思われる。

また、「米艦防護」問題もさることながら、目下審議中の「テロ等準備罪」と称する「共謀罪」法案の問題も極めてトピカルであり、各弁士がそれぞれこの法案の問題点についても強く訴えた。

3 反省とまとめ

昨年も反省した点であるが、残念なのは、メディアの取材の少なさである。有楽町駅を祝日のその時間に利用する人で、さほど先を急がない人だけを対象にするのでは元々限界があるので、メディアによって拡散されることが望ましい。そのためにも、もっと取材意欲を掻き立てる企画が必要である。

ところで、連休後半の初日に、有楽町駅前には、多くの会員の姿だけでなく、多数の当会の事務局職員の姿もあった。せっかくの祝日に、わざわざ振替出勤をされた人権課の多数の職員の方々のサポートを受けたが、それだけでなく、人権課以外の職員の方の全くのボランティア参加もあり、配布物や襷・幟等の準備・運搬・現場での管理・終了後の片付け等を担当していただいた。こうして職員の方々の支えがあってこそ、無事に有楽町街宣が実行できたのであり、大変感謝している。

そして、終了後は例年通り、有志で憲法記念日の市民集会に参加した。会場の有明防災公園には、昨年より多い5万5千人が参集し、集会のあと、デモ行進をした。

集会では、野党党首や、学者、文化人等が弁士として登壇した。その中に、昨年演説され、その後お亡くなりになった、100歳のジャーナリスト「むのたけじ」さんの姿がなかったことは、残念なことであったが、沖縄の辺野古基地、高江ヘリパッド反対運動で長期間勾留されていた山城博治氏が登壇し、「沖縄に憲法の恩恵はあるのか」と問われた言葉には、身が引き締まった。

皆様、来年の憲法記念日に、有楽町で逢いましょう（それまでに憲法の基本原理が踏みにじられないよう、力を合わせましょう）*1。

*1：なお、有楽町駅交番前では、毎月、第二東京弁護士会と当会の共催で街頭宣伝活動を実施している。街宣予定は二弁Twitterの@niben_netで告知されるのでフォローされたい（Twitterアカウントが無くともブラウザから読める）。気軽に参加して当会のタスキを掛けてビラ配布にご協力いただけると幸いである。その他、護憲を掲げる法曹・市民団体・学者の会などもシンポジウムや街頭宣伝活動を行っている。

もつと知ろうよ！オキナワ！

第10回 沖縄・伊江島～人としての尊厳を守る非暴力の闘い

人権擁護委員会 沖縄問題対策部会 部会員 川上 詩朗 (48 期)

はじめに

人権擁護委員会沖縄部会は、基地問題・人権問題の調査研究のため、2017年1月20日から22日にかけて沖縄を訪問したが、そこで訪問した伊江島の反戦資料館「ヌチドゥタカラの家」に展示されている伊江島での土地闘争、平和運動の歴史について述べてみたい。

反戦資料館「ヌチドゥタカラの家」と阿波根昌鴻

反戦資料館「ヌチドゥタカラの家」を運営している一般財団法人「わびあいの里」を訪ねると、まず目に入るのが阿波根昌鴻氏の大きな顔写真と、そこに添えられている「平和の最大の敵は無関心である」



故 阿波根昌鴻氏 (撮影：張ヶ谷弘司)

「戦争の最大の友も無関心である」「みんなが反対すれば戦争はやめさせられる」という言葉である。

阿波根氏は、1903年3月に沖縄の本部町で生まれた。キリスト教徒であり、戦前から伊江島で農業を営んできた。「ヌチドゥタカラの家」は、平和のためには戦争の原因を学ばなければならないという阿波根氏の考えを具体化するものとして、1984年12月8日に開館した。阿波根氏は、2003年、第17回東弁人権賞を受賞している。

資料館に掲示されている「ヌチドゥタカラの家（反戦平和資料館）設立のこころ」と題する設立趣意書には、命の尊さを再確認するとともに、戦争の恐ろしさと平和のありがたさを知り、平和を創り出す人が一人でも増えることを願い設立した旨書かれている。

資料館の入り口を入ってすぐ右側には、幼児の服が

掲げられている。その説明書きには、「1945年4月13日アメリカ軍が伊江島に上陸しました。日本軍は『泣く子は利敵行為だ！』と母親の腕に抱かれていた赤ちゃんを銃剣で刺し殺しました。赤ちゃんは母親の腕からすべり落ちて、母親の手にはこの着物だけが残りしました。」と書かれている。血塗られボロボロになった幼児の服が、何よりも戦争の悲惨さを象徴している。

資料館には数多くの写真が展示されているが、そこには、「戦争が終わって10年経った1955年3月、米軍による土地の強制収用が行われた。耕地を奪われた島の人々は生きるために米軍を相手に長い必死の闘いを続けざるを得なかった」「伊江島陳情団の断食座り込み」「射爆場建設、爆撃訓練開始」「生きていくため幟を立てて演習地内で実力耕作開始」「米軍は自分の畑で仕事をしていた80名の農民を逮捕・暴行を加え、32名を連行」「餓死者が出るころまで追い詰められた農民は再び演習地内での耕作を始めた。すると米軍は畑にガソリンをまいて放火した」「ベトナム戦争とパラシュート練習。頻発する投下ミス。住民被害」「ベトナム少年兵が伊江島で訓練」などの解説がなされている。

資料館や「わびあいの里」には、「剣をとる者は剣にて亡ぶ。基地をもつ国は基地で亡び、核を持つ国は核で亡ぶ。」「五本の指全部が協力し、理解し、団結すれば何事も簡単にできる。」など、阿波根氏が残した数々の言葉も展示されている。

陳情規定～無抵抗の抵抗

伊江島の農民らは、米軍から土地を守るために、自ら陳情と交渉を重ねてきたが、それらの体験を経て作成されたのが、陳情規定である。

資料館には、陳情規定が張り出されているが、そこには、次のように書かれていた。

これから鬼畜とたたかうには、こちらは人間になる。鬼畜を討ち滅ぼす事は難しい。生き返ってくる。だから鬼畜であるアメリカ人を人間に教育する。子どもを教えるように誠意をもって教えていく。そのために『陳情規定』というものを作った。

- 一、反米的にならないこと。
- 一、怒ったり悪口をいわないこと。
- 一、必要なこと以外はみだりに米軍にしゃべらないこと。正しい行動をとること。ウソ偽りは絶対語らないこと。
- 一、会談のときは必ず座ること。
- 一、集合し米軍に應對するときは、モッコ、鎌、棒切れその他を手に持たないこと。
- 一、耳より上に手を上げないこと。(米軍はわれわれが手をあげると暴力をふるったとって写真をとる。)
- 一、大きな声を出さず、静かに話す。
- 一、人道、道徳、宗教の精神と態度で折衝し、布令・布告など誤った法規にとらわれず、道理を通して訴えること。
- 一、軍を恐れてはならない。
- 一、人間性においては、生産者であるわれわれ農民の方が軍人に優っている自覚を堅持し、破壊者である軍人を教え導く心構えが大切であること。
- 一、このお願いを通すための規定を最後まで守ること。

伊江島の農民らは、この陳情規定に基づき、ひたすら「無抵抗の抵抗」を粘り強く続けたのである(阿波根昌鴻「米軍と農民」岩波新書)。

乞食行進

1955年3月11日、約300人の武装米兵が伊江島に上陸し、ブルドーザーで農地を強制的に収用していく。追い出された農民らは、雨が降ると床下まで水浸しになるテント幕舎での生活を強いられた。餓死者が出るころまで追い詰められた農民らは、米軍演習地での耕作を始めたり、不発弾を解体して売るなどしたりしていた。しかしそれは危険と隣り合わせである。資料館には「米軍の不発弾を解体中に爆死した2人とその家族」「演習地の外で草を刈っていた平安山良福さんが射殺された」という解説とともに、当時の写真が展示されている。このような状態の下、誰ともなく「もう乞食になるしかないのではないか」との声があがり、「武力によって乞食を強いられた」と伊江島での実状を訴えながら那覇など沖縄各地を行進した。それは後に「乞食行進」と呼ばれるようになった。このような極限状態の下で、伊江島の農民らは、自らの土地を守るために根気強く非暴力の闘いを続けてきたのである。

伊江島農民の闘いから学ぶべきこと

資料館には伊江島農民の闘いの一つの成果として、それまで奪われていた土地の58%の解放を勝ち取り、残りの42%も1972年の沖縄返還時に見直すとの約束までさせていたが、それを引き継いだ日本政府は今だに約束を無視していることが紹介されている。

現在、辺野古の基地建設をめぐる沖縄の人々の粘り強い闘いが続いている。伊江島で長年続けられてきた、人間の尊厳を大切に、道理に基づき非暴力で自らの命と生活を守る闘いの歴史は辺野古の基地建設をめぐる闘いに継承されているのではないだろうか。そしてそこには、秘密保護法、安保法制、共謀罪など人権や立憲主義をめぐる危機的状況に私たちが対応するにあたり学ぶべき多くの教訓があるのではないだろうか。

近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第53回 最高裁第三小法廷平成29年2月28日判決

(国際自動車事件)〔労判1152号5頁〕

固定給・歩合給併用の賃金制度における歩合給の計算において、残業手当等相当額を歩合給から控除する賃金規則の有効性

労働法制特別委員会委員 溝口 竜介 (66期)



1 事案の概要

(1) 本件は、Yでタクシー乗務員として勤務していたXらが、歩合給の計算に当たり残業手当等に相当する金額を控除するYの賃金規則が無効であるとして、Yに未払賃金等の支払を求めた事案である。

Yの賃金規則では、Xらの給与は、固定給と、売上額から算定される歩合給で構成され、歩合給は、対象額A(売上額から一定の算式で算定)－{割増金(深夜手当、残業手当等の合計)＋交通費}で算定され、歩合給から残業手当等の割増金が控除されるため、時間外労働等が行われても売上高の増加がないと、賃金総額が同額となるシステムとなっていた。

(2) Xらは、本件控除規定は労基法37条の趣旨に反するとして、控除額につき、主的には時間外、休日及び深夜の割増賃金として、予備的には歩合給として未払賃金を請求したところ、第一審及び原審は、①売上額が同額であれば時間外労働しても賃金が同額となる本件控除規定は労基法37条の趣旨に反し無効として、Xらの予備的請求を一部認容した(交通費の控除は有効とした)。なお、②割増金には、労基法37条が支払義務を課していない法定外休日労働にかかる手当(「公出手当」の一部)や、法定内残業にかかる手当(「残業手当」の一部)が含まれている可能性があるが、これらを含めて本件控除規定における割増金の控除部分全体が無効になるとした。

2 最高裁の判断

(1) 本判決は、労基法37条の割増賃金の支払に関し、

高知県観光事件：最判平成6年6月13日労判653号12頁やテックジャパン事件：最判平成24年3月8日労判1060号5頁を引用し、労基法37条は、同条が定めた方法により算定された額を下回らない割増賃金の支払を義務付けたにとどまり、使用者に、同条と同一の算定方法で割増賃金を支払うことまでは要求していないとした上で、「使用者が、労働者に対し、時間外労働等の対価として労働基準法37条の定める割増賃金を支払ったとすることができるか否かを判断するには、労働契約における賃金の定めにつき、それが通常の労働時間の賃金に当たる部分と同条の定める割増賃金に当たる部分とに判別することができるか否かを検討した上で、そのような判別をすることができる場合に、割増賃金として支払われた金額が、通常の労働時間の賃金に相当する部分の金額を基礎として、労働基準法37条等に定められた方法により算定した割増賃金の額を下回らないか否かを検討すべきであり、上記割増賃金として支払われた金額が労働基準法37条等に定められた方法により算定した割増賃金の額を下回るときは、使用者がその差額を労働者に支払う義務を負うというべきである」ことを確認した。

(2) そして、上記①に関しては、労基法37条が、割増金算定の基礎となる『通常の労働時間の賃金』をどのように定めるかについて特に規定していないことから、「労働契約において売上高等の一定割合に相当する金額から同条に定める割増賃金に相当する額を控除したものを通常の労働時間の賃金とする旨が定められていた場合に、当該定めに基づく割増賃金の支払が同条の定める割増賃金の支払といえるか否かは問題となり得るものの、当該定めが当

然に同条の趣旨に反するものとして公序良俗に反し、無効であると解することはできないというべきである」とし、本件賃金規則が、通常の労働時間の賃金に当たる部分と労基法37条の定める割増賃金に当たる部分とを判別できるものか否か、また、判別できる場合に、本件賃金規則に基づいて支払われた割増賃金が、同条に定められた方法により算定される額を下回らないか否かを審理、判断する必要があるとして、原判決を破棄し、差し戻した。

(3) また、②についても、「被上告人らに割増賃金として支払われた金額が労働基準法37条等に定められた方法により算定した割増賃金の額を下回らないか否かについて審理判断するに当たっては、被上告人らの時間外労働等のうち法内時間外労働や法定外休日労働に当たる部分とそれ以外の部分とを区別する必要がある」としている。

3 検討

(1) 本件控除規定は、歩合給の計算において対象額Aから割増金を控除しているので、(割増金に対象額Aを上回る場合を除けば)、時間外等の労働をしても、売上が同じである限り、賃金総額は同額になり、いわゆる定額残業代と同様の状況となる。もっとも、固定給と別に割増金は支払われているから(第一審及び原審も、Xらの請求を歩合給の支払として一部認容していることから、本件賃金規則に基づく「割増金」の支払を時間外手当の支払と認めているようである)、本件は、定額残業代の支払としてよく見られる、基本給と別個に定額の手当を支給する方法や、割増賃金をあらかじめ基本給に組み込んで支給する方法とは異なる特色が見られる。

(2) 本判決が引用する上記2つの最判は、定額残業代における割増賃金を基本給に組み込んで支払う方法に関し、その有効要件を示した判例である。このうち、テックジャパン事件で櫻井龍子裁判官は、支給時に支給対象の時間外労働の時間数と残業手当の額が労働者に明示されていなければならないと、また、定額残業手当に定められた残業時間を超えて残業が行われた場合には当然その所定の支給日に別途上乘せして残業手当を支給する旨もあらかじめ明らかにされていなければならないとの補足意見を述べられていたが、本判決は、それらの事情を示していない(上記補足意見に関し、岩出誠著「みなし割増賃金をめぐる判例法理の動向とその課題」『労働法学の展望—菅野和夫先生古稀記念論集』347頁以下(有斐閣)も参照。また、上記補足意見に関する理論的な疑問を呈するものとして、水町勇一郎著「労働法なう。第7回 ブラック企業の代償」ジュリスト1472号77頁がある)。

(3) 本判決は、労基法37条には、割増賃金算定額の計算の基礎となる「通常の労働時間の賃金」の定め方を規定していないことから、成果給としての歩合給について、労基法37条の趣旨を踏まえ、これをどのように解釈すべきかを判断すべきことを示したものと見える。なお、本件控除規定と同様の規定が問題となった国際自動車(第2・歩合給等)事件：東京地判平成28年4月21日労判1141号25頁では、本件控除規定を無効とはいえないとし、Yの賃金規則によれば通常の労働時間の賃金に当たる部分と割増賃金に当たる部分とを判別することができ、またYの賃金規則によれば法の定める割増賃金以上の金額が支払われることになるから、未払いの割増賃金はないとしている。差戻審での判断が注目される。

東と弁往來

第52回 糸魚川きぼう法律事務所



新潟県弁護士会会員 小出 薫 (66期)

2013年12月～2015年1月 東京弁護士会会員(東京きぼう法律事務所)

2015年2月～現在 新潟県弁護士会会員(糸魚川きぼう法律事務所)

糸魚川きぼう法律事務所
(新潟県糸魚川市)

1. 新潟県糸魚川市はこんなところ

糸魚川きぼう法律事務所は、弁護士法人きぼうの支所として、日弁連からの過疎偏在対応補助金や糸魚川市からの補助金をいただいて、2012年8月、糸魚川駅前に開設されました。私は、同法人で1年2か月の養成を受けた後、2015年2月に2代目所長として赴任しました。人口約4万4000人の糸魚川市内に唯一の法律事務所、弁護士1名、事務員1名の体制です。

北東から南西まで250km以上ある長い新潟県土のうち、最西端に位置するのが糸魚川市です。新潟市からは約170km離れており、移動には自動車ですり約2時間半かかります。むしろ松本市や富山市に近く、また、北陸新幹線に乗れば約2時間20分で東京へ出ることができます。

糸魚川市では、神輿をぶつけ合う「けんか祭り」やいわゆる民謡流しをする「おまんた祭り」、クラシックカーのイベントなど、続々と行われるイベントの中でも地元の人の温かさに触れることができます。また、市内は海と山が迫り、この世のものとは思えないほど美味しい魚介類やお米、山菜を手頃な価格で味わうことができます。北陸新幹線に乗ってぜひお越しください。

2. 「司法過疎」の現状について

糸魚川市内の地・家裁支部は1990年に廃止され、現在は簡易裁判所と家庭裁判所出張所があります。簡裁の開廷日は月2回です。家裁出張所では、原則として家事調停・審判等の受付のみが行われ、地裁管轄の事件や家事調停等の期日は、約50km離れた新潟地・家裁高田支部(お隣の上越市所在)で開かれ

ます。高田支部管内の弁護士数は、上越市22名、妙高市0名、糸魚川市1名となっています(2017年5月1日時点)。司法書士、行政書士、税理士などの隣接士業の方々との役割を分担しながら課題解決に当たることが多くあります。

また、刑事事件では、最寄りの身柄留置施設がやはり上越市にある上越警察署ですので、接見のために自動車で片道約50分の道のりを通っています。糸魚川警察署の身柄留置施設は2015年に廃止されました。加えて、最寄りの児童相談所、年金事務所、労働基準監督署等も上越市にあります。裁判所のみならず、多くの公的サービスの集約が進みつつあり、とくに自動車を運転できない人の負担が増えています。

業務中は移動時間が大変多くなり、自動車では年間約3万kmを走行しています。スケジュール調整等で移動を集約する工夫が欠かせません。

3. 糸魚川大規模火災の発生から復旧、再建へ

2016年12月22日午前10時20分ころ、糸魚川駅近くの商業地域で発生した火災は、強い南風のため、鎮火までに30時間を要し、147棟の建物を焼損する大規模な災害となりました。

これまで中越大震災・中越沖地震や多くの雪・水害等を経験した新潟県弁護士会は、すぐに「糸魚川大規模火災対応本部」を立ち上げ、糸魚川市の対策本部やボランティアセンターとの情報交換や年末年始の「無料なんでも相談会」を実施しました。県内の会員の方々が、年末年始にも関わらず糸魚川市まで駆けつけてくださり、大変心強く感じました。

発災初期の相談としては、①重要書類の焼失・紛失に関するもの（運転免許証・不動産の権利証・火災保険証券の焼失への対応等）、②がれき撤去に関するもの（現場保存の方法、費用負担者は誰か等）が多く寄せられました。

さらに心強かったのは、県弁護士会の災害対応のエキスたる先輩、全国で災害復興支援に力を入れておられる百戦錬磨の弁護士の方々と、あれよあれよという間につながる事ができたことでした。発災からわずか1週間ほどで県弁護士会会長声明、日弁連会長談話が発表された背景には、この方々のご活躍があったようかかっています。

災害法制に関しては、12月22日のうちに災害救助法の適用が発表されました。また、前記声明・談話発表後の30日には被災者生活再建支援法も適用されることが明らかにされ、被災者生活再建支援金支給への道が開かれました。さらに、自然災害債務整理ガイドラインの適用災害ともなりましたが、新たにローンを組んでしまうと、当該ガイドラインの適用を受けられない場合があるため、急いで市内の金融機関へ周知に回りました。「せいかつさいけんしえんきん?」、「ガイドライン? 被サロ?」と馴染みのない用語・制度は、発災した後になって、一から勉強することばかりです。会内では、熊本会から講師をお招きしてガイドラインの研修が行われ、また、全国から様々なご教示をいただきました。

本年2月11日には、11士業合同での「無料なんでも相談会」を開催でき、住民の方から「復興の段階ごとに相談会の開催を」とのご要望をいただきました。復旧作業が進んで多くなったご相談は、主に③再建資金に関するご相談（見舞金、義援金、被災者生活再建支援金、保険・共済金の受給の可否等）、④土地・建物の権利関係に関するご相談（旧借地法時代の契約における建物滅失の扱い、土地の境界確定、数次



早川谷の棚田と紫陽花

相続等)で、それぞれの方が悩みを抱えながらも、前進していることが感じられました。

また、3月16日・26日には、商工会議所・県弁護士会主催、関東弁護士会連合会共催で「復興まちづくり連続学習会」を行い、城崎温泉火災後の再建や東日本大震災での経験を共有した後、意見交換を行いました。執筆時点では、市の復興まちづくり計画の作成が進みつつあり、小さいブロックごとのプランについて、議論が成熟しつつあります。

被災者の中には、仕事を引退した後で借地上の無保険の自宅を焼失するなど、自力再建が困難な方がいると考えられ、状況に応じた支援が必要となっています。

4. むすびに

大規模火災からの再建・復興はまだ現在進行形ですが、いま振り返ると、普段からしておける火災対策として、火の元への用心と保険・共済加入が重要だと思います。保険・共済は、既に加入していても家屋を再調達できる金額の保険・共済金を受け取れる契約か、再確認をおすすめしています。

また、タイムリーな法的情報の提供が求められる場面がありました。行政との関係では、「被災証明書」と「罹災証明書」の発行や、住居確保、各種給付など、ボランティアセンターの「思い出の品探し」プロジェクトとの関係では、ボランティアの安全確保、複数所有者の動産が混ざった場合の回収・保管方法等です。災害対応のためにどのような法制度があるか、その背後にある理念は何か、その制度ではカバーされない課題は何かなど、災害救助法や被災者生活再建支援法を前もって学んでいけばより効果的な対応ができました。

弁護士過疎地域の弁護士は、どのような問題にも応急的な対応を求められる点で「野戦病院」に喩えられることがあります。いつ、どこで起こるか分からない災害への対応には、どこにいても普段からアンテナを高く張っておく必要性をひしひしと感じております。



発災翌日の市との情報交換の様子

わたしの修習時代

紀尾井町：1948-70

湯島：1971-93

和光：1994-

20期(1966/昭和41年)

掛け替えのない友情を育んだ 修習時代



会員 宇田川 濱江 (20期)

1 修習時代の社会的様相

1966年4月入所。東京オリンピックに合わせて東海道新幹線が開通し、高度経済成長が続いていた。他方、公害問題や自動車事故が激増し、学園紛争や過激派集団事件が頻発した時期でもあった。かかる時代の下で過ごした2年間であったが、緊張感はあるものの自由で楽しい修習時代であった。

2 紀尾井町での修習と寮生活

総数511人、うち女性28人。所長は鈴木忠一氏であった。前期修習中は文京区白山の寮から、後期は、千葉県松戸市馬橋の寮から通った。松戸には女性9人ほどがおり賑やかだった。寮では、女性同士三々五々集まっては、起案についての議論、時には人生を語り合うなど有意義な時間を過ごした。

研修所のクラスは10クラスあり、わたしは10組中の9組(47名)に所属した。女性は3名。前期後期の修習は、民事裁判の中村修三氏、刑事裁判の岡村治信氏を始めどの教官も熱心にご指導下さった。岡村氏のお話は興味津々。教科に関係なく、登山体験のことや、学徒兵として軍艦に乗船して経験されたことなどで、特にキスカ島への兵員輸送のため霧の中を航行する時のスリル満点のお話は、鮮明に覚えている。

3 実務修習のこと

(1) 検察修習

修習地は横浜だった。20期生は30数名で4班に分かれ、わたしの班8名は、先ず検察修習から19期生と合同でスタートした。初めての実務修習が合同で行えたことは気持ちの上で有難かったが、いざ取調べとなると大変だった。前科もある常習窃盗の取調べの時は、完全に相手のペースとなってしまう、正しく調書がとれ

ず、指導教官の石井氏が引き取って自白させたことがあった。苦く懐かしい思い出である。

昼には、皆でよく中華街で食事をし、周辺の散策は楽しかった。

(2) 裁判修習

民裁修習の配属部では、右陪席の柳沢氏から、厳しくも優しいご指導を受けた。判決文の起案では、主語と最後の～であるの部分以外は、赤線が引かれ、目も当てられない添削で返されたことが、幾度となくあった。しかし、その解説を丁寧にして下さり、やる気を起こさせて下さった。

(3) 弁護修習

わたしは、修習先の事情で、民事弁護と刑事弁護に分けて2か所の事務所で修習した。

民事は、田口邦雄弁護士(当時横浜弁護士会)の事務所であった。法廷にはよく同行させて貰った。よく勉強される先生で、事件処理にあたっては基本に立ち返って考えることなど、初心者には学ぶところが多かった。

4 今に絆をつなぐ「ゆりすちいぬ」

当時、わたしたちは仕事を続けて行く上で、就職や結婚に向けて女性同士が語り合う必要を感じていた。そこで情報交換のためにニュース「ゆりすちいぬ」の作成を計画し、第1号は1966年10月発行。同期女性の多くが記事を投稿した。途中途切れることはあったが、最終号は1977年10月に発行した。この間、会報の名称を「女子20期会ニュース」と改め、その後も継続することを誓い合った。

わたしにとって、研修所において心許せる友人・知人に出会えたことは真の豊かさを得るための貴重な財産となった。折しも今年は20期生にとって50周年に当たり、目下記念事業の準備中であり再会が楽しみである。



東京弁護士会研修雑感

会員 角 学

1 はじめに

私が弁護士登録をしてから、早半年が経った。良き依頼者、先輩方、同期に恵まれ大変充実した弁護士生活を送ることができている。本稿では、これまでに私が経験をした東京弁護士会の一部の研修についての雑感を述べることにする。

2 クラス別研修

クラス別研修は、基礎的な実務スキルとマインド（弁護士の使命）の涵養、新規登録弁護士会員同士が知り合う機会を確保し、業務の情報交換や弁護士会の活動・制度に関する理解・関心を高めるための、ゼミ形式による研修（全7回）である。研修カリキュラム自体から学ぶことも多いが、何よりも研修中の回答や宴席での会話から他の弁護士がどのような業務に取り組み何を考え意識しているのか分かる点が、非常に新鮮で参考になる。受講生の横の繋がりに加えて、担任、副担任、テーマ毎に派遣される専門委員会の会員方といった縦の繋がりが構築できる点も非常に心強い。

クラス別研修の担任が私の所属する会派に所属されており、同会で声をかけて頂いたことで非常に参加しやすくなったことも私には大きかった。本稿執筆の機会を頂いたのもクラス副担任の方からお話があったことによるものである。

3 会務研修(委員会参加)

会務研修は、弁護士会の会務活動の意義と重要性に関する認識を深めることを目的とし、所属する委員会に4回以上出席した後、報告書を提出するという研修である。

所属委員会は希望を出したうえ抽選により決定をされ、私は、第一志望の若手会員総合支援センターに所属することができた。

同委員会は、比較的新しい委員会で、特に部会単位では人数が少なく、研修員である私も非常に意見の言いやすいアットホームな雰囲気の委員会である。ここで私の意見をもとに、部会の議案が一つ決定されるなど、研修員であっても一人の部会員として扱って頂き非常に

強いやりがいを感じた。

会務研修という形でなければ敢えて委員会に所属することはなかったかもしれないだけに、私にとっては非常に意味のある研修であった。

4 刑事弁護研修

刑事弁護研修は、当番弁護士・国選弁護人の待機名簿への登載要件ではあるものの、東京弁護士会では任意の研修である。当番弁護事件と国選弁護事件が各一件ずつ配点をされる。

配点に先立ち、クラス毎に当番弁護と国選弁護の説明が行われる。同クラスでは、刑事弁護に長けた弁護士が担任を務めるのだが、この担任制度は非常にありがたかった。実際に私は担任の事務所に電話をし、アドバイスを頂いた。その内容はかなり具体的なもので、証拠化の方法や被告人質問先行型審理の細かな注意点なども時間を惜しまずに助言をして下さった。そのお陰で無事に公判を乗り切ることができた。

一人で弁護活動を行うという意味でも、同研修は大きな意味をもった。所属事務所の本店では兄弁やボス弁と最低でも二人一組で法律相談にあっており、一人だけで弁護を行うことは基本的にはない。一人での弁護を行うという普段と異なる環境に身を置くことで、改めて弁護士の責任の重さや依頼者と直接信頼関係を構築できることの心地良さを強く感じる事ができた。勾留却下の意見書を午前4時まで起案をして、ふらふらになりながら朝、裁判所に提出をし、勾留却下決定が出て、依頼者から感謝されたことは、本当に弁護士になってよかったと強く感じた瞬間であった。任意研修ではあるが、私は同研修を受講して本当によかったと感じた。

5 おわりに

日々の業務の合間に研修に参加するのは、本音で言えば辛い。しかし、業務外の他の時間を犠牲にしても、これらの研修に参加する意義は少なくとも私にはあったと思う。今後も積極的に研修に参加をし、研鑽を積んでいきたい。

『きっと、うまくいく』

2009年/インド/ラージクマール・ヒラニ監督作品

弁護士も「成功」ではなく 「優秀」を目指せ

会員 鈴木 啓太 (64期)



『きっと、うまくいく』
DVD & Blu-ray 発売中
価格：5,200円(税抜)
発売・販売元：ハビネット
© Vidhu Vinod Chopra
Production 2009. All
rights reserved

「きっと、うまくいく」(原題:「3 Idiots」)はインド映画である。この映画も、インド映画の基本的特徴から外れていない。すなわち、ミュージカルシーンがあり、上映時間が3時間、上映が半分程度終わった時点で15分程度の休憩が入る。この基本的特徴ゆえに、インド映画は敬遠されがちであるが、この映画は非常に面白いので紹介する。私は年間50~100本の映画を観る生活を10年以上続けているが、これは好きな映画ベスト10に入る。

物語は、インド内で最高峰の工科大学を舞台に、エリートエンジニアを目指す3人の学生を中心に展開される。念のため補足すると、インドは工学において世界最先端の地位にあり、そのインドで最高峰の工科大学ということは、世界で最高峰といってよい。また、インド特有の事情として、IT系の職業は近年になって登場した新しい職業であるため、カースト制度上の規定がなく、カーストが低い者でもITエンジニアになることで成功をつかむことができることから、優秀層が集まりやすいという背景もある。そうした状況下で、インド全国から集まった天才学生たちが苛烈な競争を繰り広げている。どのくらい苛烈かという点、これは実際に社会問題となり、劇中でも起こるが、学内試験の成績下位者が自殺するほどである。エリート学生たちが文字通り人生を賭けて入学し、研鑽に励んでいる。

物語の中心となる3人の学生は、それぞれ、ランチョー、ファラン、ラーजूという。なお、ランチョーについては、劇中で幾度か「変な名前」と嘲られるが、ファランとラーजूは変ではなくて、ランチョーが変という感覚は、日本育ちの日本人には理解は難しい。3人組は、原題が「3 Idiots」となっていることから分かるのとおり、いわゆる問題児であり、様々なドタバタを

引き起こす。成績に関しては、当然劣等かと思いきや、ランチョーは学年トップである。

この映画では、二つのストーリーが並行して進む。一つは、3人組が大学に入学した時からの学生時代の活躍を描いたもの。もう一つは、卒業して10年後に再会したファランとラーजूが、大学卒業後に一切の消息を絶ってしまったランチョーを探しに行く、というものである。それぞれの結末については、勿論書かない。

ランチョーは、苛烈な成績至上主義が支配する大学内においても、常に自由奔放に学びを続ける。意地悪な上級生からいじめられそうになったときには、その場で電流を放出する装置を自作して撃退し、またあるときは、成績重視の丸暗記至上主義の教師たちに平然と工学理論や教育論の議論をふっかけ、反論できなくなった教師から教室を追い出される。特に、成績至上主義の権化である校長とは激しく対立しており、校長は常にランチョーら3人組を退学にするチャンスを狙っている。このような状況下で起こる様々な出来事を通じて、3人の学生は、それぞれ成長し、進むべき道を見つけていく。

ランチョーは、徐々に成績至上主義に染まっていく学友たちに対して、このように述べる。「成功を目指すんじゃなくて、優秀を目指すべきだ。そうすれば、成功はおのずとついてくる。」

エンジニアも弁護士も、プロフェッショナルという点で共通しており、当然同じことが当てはまるはずである。私たち弁護士は、社会の一隅を照らす法律家をめざし、そして歩み始めたころに抱いた気持ちを、実務に追われているうちに、やがてどこかへ忘れていってしまうことがある。この映画を観ると、少しだけ時間が戻り、以前そうしたように、ひたすらに優秀を目指したくなるのである。



議員秘書の仕事

～弁護士の第4の活動領域～



会員 小山 紘一 (66期)

1 議員秘書として始まった弁護士生活

2013年12月の一斉登録の日、私の弁護士生活は議員秘書として始まった。それから現在までの間、最も多くの時間を過ごした場所は、永田町の参議院議員会館である。

2016年7月の通常選挙までは、松田公太参議院議員の政策担当秘書として、その後は、山口和之参議院議員の公設第一秘書として。

2 議員秘書になったきっかけ

議員秘書になったきっかけは、2013年8月に参加した「国会議員政策担当秘書説明会」である。司法修習生だった私は、政策担当秘書に興味を持ち、主催者の日本弁護士政治連盟に履歴書を送った。そうしたところ、それを目にした松田公太参議院議員の事務所から連絡があり、二度の面接を経て採用となった。

3 議員秘書とは

議員秘書とは、国会議員の秘書のことで、公設と私設の区別がある。

公設秘書は、国費から給与が支払われる国家公務員であるため、報酬額等は法律に基づいて定められ、採用制限(65歳以上不可、配偶者不可)と人数制限(政策担当・公設第一・公設第二それぞれ1名まで)がある。政策担当秘書のみ、資格制限がある。

私設秘書は、私費から給与が支払われ、報酬額等は各議員との契約に基づいて定められ、採用制限や人数制限はなく、資格制限もない。

4 政策担当秘書資格を取得するには

政策担当秘書資格を取得するには、「政策担当秘書資格試験」に合格するか、「選考採用審査認定」を受けなければよい。

司法試験合格者であれば、合格証明書を提出し、簡単な口述審査に臨めば、後者の方法で資格を取得できる。

5 議員秘書の仕事内容

議員秘書の仕事内容は、会議や行事への代理出席、各種原稿の作成、国会質問の準備、政策の立案、法律案の起草、政府との折衝、来客や電話の応対、選挙対策、政治資金の調達と管理、取材への対応等、多岐にわたる。

担当業務が、採用された立場(公設・私設、政策担当・公設第一・公設第二)によって自動的に決まるということはない。完全に議員の意向次第であり、政策に全く関与していない政策担当秘書もいる。

6 公設秘書と弁護士業の両立

公設秘書は国家公務員だが、議員の許可があれば兼職できる。そのため、公設秘書になったとしても、弁護士業との両立は可能である。

私は、採用面接時に兼職の許可を得た。当初は難しかったが、現在は、弁護士業にかなり時間をさけるようになっている。

7 弁護士の第4の活動領域

国会では、官僚が作成した内閣提出法案(閣法)が中心案件となっている。しかも、その大半が原案のまま成立しており、立法を通じて行政機関を民主的にコントロールできているのか、甚だ疑問の状況である。

このような現状を変えるには、①議員立法を増やすか、②閣法に対して、恣意的な法律運用の余地をなくすために、条文の確認・修正を徹底する必要がある。

どちらも専門的知識・能力が必要であり、法律専門家のサポートなくしては難しいが、議員秘書として弁護士がいれば対応できる。

私は、議員事務所が、法律事務所、企業、官公庁に次ぐ弁護士の第4の活動領域となれば、国会の行政監視機能の強化にもつながると考えている。是非、多くの弁護士に議員秘書をご検討頂きたい。

法律学

『アーキテクチャと法』 松尾陽/弘文堂
『法と実務 13』 日弁連法務研究財団/商事法務

法制史

『ボワソナードと国際法 台湾出兵事件の透視図』 大久保泰甫/岩波書店

外国法

『国際ビジネスのための英米法入門 第3版』 植田淳/法律文化社
『多元的行政の憲法理論 ドイツにおける行政の民主的正当化論』 高橋雅人/法律文化社
『代表における等質性と多様性』 只野雅人/信山社
『中国契約法の研究』 小口彦太/成文堂
『不法行為責任内容論序説』 長野史寛/有斐閣
『中国債券取引の実務』 みずほフィナンシャルグループ/金融財政事情研究会
『親会社が気づいていない中国子会社のリスクとそのマネジメント』 小堀光一/第一法規
『最新タイのビジネス法務』 Chandler MHM Limited/商事法務
『終末期医療を考えるために 検証オランダの安楽死から』 盛永審一郎/丸善出版
『アメリカ憲法と公教育』 大沢秀介/成文堂

憲法

『憲法の規範力と行政』 ドイツ憲法判例研究会/信山社
『憲法の急所 第2版』 木村草太/羽鳥書店
『立憲主義と日本国憲法 第4版』 高橋和之/有斐閣
『自治体の実例でわかるマイナンバー条例対応の実務』 水町雅子/学陽書房
『個人情報保護法のしくみ』 日置巴美/商事法務
『Q&A 土業のための改正個人情報保護法とマイナンバー法の対応と接点』 鈴木涼介/清文社
『改正個人情報保護法の実務対応マニュアル』 影島広泰/大蔵財務協会
『完全対応新個人情報保護法』 第二東京弁護士会情報公開個人情報保護委員会/新日本法規出版
『内閣憲法調査会の軌跡』 廣田直美/日本評論社

議会制度

『政治変動期の圧力団体』 辻中豊/有斐閣
『地方選挙要覧 平成29年版』 国政情報センター/国政情報センター

行政法

『論点体系判例行政法 1』 小早川光郎/第一法規
『行政規制がわかる企業法務担当者のための行政法ガイド』 宇佐見方宏/第一法規
『自治体職員のための行政救済実務ハンドブック』 鈴木秀洋/第一法規
『自治体訴訟事件事例ハンドブック 改訂版』 特別区人事厚生事務組合/第一法規
『法律家・消費者のための住宅地盤 Q&A』 地盤工学会/民法研究会

警察法

『性風俗と法秩序』 陶久利彦/尚学社
『執務資料道路交通法解説 17訂版』 野下文生/東京法令出版

消防法

『用途別消防設備設置基準』 消防設備設置基準研究会/新日本法規出版

税法

『詳解新しい国際課税の枠組み BEPSの導入と各国の税制対応』 EY 税理士法人/第一法規
『日税研論集 第71号 (2017)』 日本税務研究センター/日本税務研究センター
『税務訴訟』 森・濱田松本法律事務所/中央経済社
『保険税務 Q&A 8訂版』 保険税務事例研究グループ/税研情報センター
『ケース別でわかりやすい借地権課税の実務』 税理士法人細川総合パートナーズ/第一法規
『借地権相続・贈与と譲渡の税務 第2版』 武田秀和/税務経理協会
『消費税法 7訂版』 松本正春/税務経理協会

民法

『物権法』 松岡久和/成文堂
『担保物権法』 平野裕之/日本評論社
『担保物権法』 松岡久和/日本評論社
『民法改正で変わる! 契約実務チェックポイント』 虎ノ門南法律事務所/日本加除出版
『事例に学ぶ契約関係事件入門』 契約関係事件研究会/民法研究会
『家族法 第3版』 窪田充見/有斐閣
『面会交流支援の方法と課題』 二宮周平/法律文化社
『実務相続関係訴訟 補訂』 田村洋三/日本加除出版
『相続・遺言ガイドブック 補訂版』 第二東京弁護士会法律相談センター運営委員会/第二東京弁護士会
『終活にまつわる法律相談 改訂』 安達敏男/日本加除出版
『所有者不明の土地取得の手引』 東京弁護士会法友会/青林書院
『基礎からわかる表示登記』 横山亘/金融財政事情研究会
『判決による登記 改訂補訂版』 幸良秋夫/日本加除出版
『信託の理論的深化を求めて』 トラスト未来フォーラム
『信託法』 道垣内弘人/有斐閣
『戸籍のための Q&A 「離婚届」 のすべて 改訂』 荒木文明/日本加除出版

商事法

『詳解個人情報保護法と企業法務 第7版』 菅原貴与志/民法研究会
『コンプライアンス・内部統制ハンドブック』 中村直人/商事法務
『これですべてがわかる内部統制の実務 第3版 上級 IPO・内部統制実務士資格公式テキスト』 箱田順哉/中央経済社
『社内規程の整備』 水川聡/商事法務
『東証一部上場会社の役員報酬設計』 澁谷展由/商事法務
『持続的成長のための「対話」 枠組み変革 日本における企業情報開示と株主総会プロセス上の課題』 あすき監査法人/商事法務
『株主総会実務必携』 西岡祐介/金融財政事情研究会
『企業統治と取締役会』 森本滋/商事法務

刑法

『山中敬一先生古稀祝賀論文集 上巻』 井田良/成文堂
『山中敬一先生古稀祝賀論文集 下巻』 井田良/成文堂
『刑法総論 第2版』 松原芳博/日本評論社
『刑法総論講義 第5版』 松宮孝明/成文堂
『性暴力の罪の行為と類型』 森川恭剛/法律文化社
『デジタル・フォレンジックの基礎と実践』 佐々木良一/東京電機大学出版局
『刑法からみた企業法務』 佐久間修/中央経済社

司法制度・司法行政

『市民の声が育てる法律家』 長田理/PSIMコンソーシアム
『体系憲法訴訟』 高橋和之/岩波書店
『和歌山弁護士会小史 第5巻』 和歌山弁護士会
『法務の技法』 芦原一郎/中央経済社
『法律事務職員応用研修テキスト 6 登記, 供託, 担保取消』 日本弁護士補助職協会/日本弁護士補助職協会
『判例・先例研究 平成28年度版』 東京司法書士会/東京司法書士会

訴訟手続法

『民事訴訟法 新版』 長谷部由起子/岩波書店
『訴訟における裁判所手数料の算定』 松本博之/日本加除出版
『現代民事手続の法理』 加藤哲夫/弘文堂
『民事訴訟における法人でない団体の地位』 名津井吉裕/大阪大学出版会
『紛争類型別事実認定の考え方と実務』 田中豊/民法研究会
『争点整理と要件事実』 永島賢也/青林書院
『倒産処理プレーヤーの役割』 佐藤鉄男/民法研究会
『審判では解決しきれない遺産分割の付随問題への対応』 遺言相続実務問題研究会/新日本法規出版
『刑事訴訟法 第9版』 白取祐司/日本評論社
『刑事司法改革と刑事訴訟法学の課題』 川崎英明/日本評論社
『可視化・盗聴・司法取引を問う』 村井敏邦/日本評論社
『刑事訴訟法 第7版』 田口守一/弘文堂
『黙秘権と取調拒否権』 前田朗/三一書房
『供述をめぐる問題』 指宿信/岩波書店
『未決拘禁とその代替処分』 水谷規男/日本評論社
『刑法特別法犯罪事実記載例集 9訂版』 土本武司/東京法令出版
『志布志事件は終わらない』 木村朗/耕文社
『新時代の比較少年法』 山口直也/成文堂

経済産業法

『インターネット・「コード」・表現内容規制』 小倉一志/尚学社
『独禁法訴訟』 森・濱田松本法律事務所/中央経済社
『中小企業法律支援セナリスト養成講座』 資料 平成29年度前期 東京弁護士会中小企業法律支援センター/東京弁護士会中小企業法律支援センター
『中小企業の事業承継』 中村廉平/有斐閣

『原発事故からの復興と住民参加 一橋大学環境法政策講座・国際シンポジウム』高橋滋／第一法規
『クレジットカードと消費者トラブルの法的分析』角田真理子／信山社
『図解カードビジネスの実務 第2版』本田元／中央経済社
『もしも“調査相談室”に寄せられるよくある金融実務相談事例200』小宮夏樹／金融財政事情研究会
『金融機関の信用リスク・資産査定管理態勢 平成28年度版』金融財政事情研究会／金融財政事情研究会
『保険業法 2017』石田満／文眞堂

農 事 法

『ケース別農地の権利移動・転用可否判断の手引』都市農地活用支援センター／新日本法規出版

通 信 法

『サイト・サーバ管理者のための削除・開示請求法的対策マニュアル』渡辺泰央／中央経済社

労 働 法

『ブラック企業・セクハラ・パワハラ対策』宮里邦雄／旬報社
『解雇・退職・雇止め相談標準ハンドブック』藤

井康広／日本法令
『無期転換申込権への対応実務と労務管理』布施直春／産労総合研究所出版部経営書院
『本書を読まずに障害者を雇用してはいけません!』久保修一／労働新聞社
『障害者雇用における合理的配慮』朝日雅也／中央経済社

社 会 福 祉 法

『知っていますか?障害者の権利一問一答』DPI日本会議／解放出版社
『手話を言語と云うのなら』森壮也／ひつじ書房
『Q&A 社会福祉法人制度改革の解説と実務』菅田正明／ぎょうせい
『Q&A 社会福祉法人制度改革対応ガイド 弁護士・公認会計士・税理士の実務』鳥飼総合法律事務所／ぎょうせい

医 事 法

『世界の診療報酬』加藤智章／法律文化社
『医療法人の設立・運営・承継と税務対策 全訂6版』青木恵一／税務研究会出版局
『攻撃防御方法からみた医療判例評釈』大阪弁護士会／大阪弁護士協同組合

環 境 法

『環境法化〉現象』辻信一／昭和堂

『環境訴訟』森・濱田松本法律事務所／中央経済社
『環境法の考えかた 1「人」という視点から』六車明／慶應義塾大学出版会
『環境法の考えかた 2 企業と人とのあいだから』六車明／慶應義塾大学出版会
『ISO環境法クイックガイド 2017』ISO環境法研究会／第一法規
『環境法 第4版』北村喜宣／弘文堂
『製造現場の疑問に答える『Q&A環境法令相談室ライブラリ』ダイジェスト99!』第一法規

社 会 保 険 法

『医療保険財政法の研究』台豊／日本評論社

教 育 法

『なぜ学校での体罰はなくなるしないのか』竹田敏彦／ミネルヴァ書房
『Q&Aスクール・コンプライアンス111選』菱村幸彦／ぎょうせい

国 際 法

『「日米合同委員会」の研究』吉田敏浩／創元社
『安達峰一郎 日本の外交官から世界の裁判官へ』柳原正治／東京大学出版会
『入管訴訟マニュアル 第2版』東京弁護士会外国人の権利に関する委員会／現代人文社

司法修習生に対する修習給付金制度の創設等を定める改正裁判所法成立についての会長声明

本年4月19日、司法修習生に対し、修習給付金を支給する制度の創設等を定める「裁判所法の一部を改正する法律」が成立した。

司法修習生に対する給費制度の実現のために、2010（平成22）年から、日本弁護士連合会及び各弁護士会とともに活動して下さった「司法修習生に対する給与の支給継続を求める市民連絡会」、司法修習生の給費制復活のための若手ネットワーク「ビギナーズネット」をはじめ、署名・パブリックコメントなどにご協力下さった市民及び関係諸団体の皆様方から心からの感謝を申し上げます。さらに、法改正に並々ならぬご尽力をいただいた各政党・国会議員の方々、法務省・最高裁判所等の関係諸機関に深く御礼を申し上げます。

本年5月21日、2017（平成29）年の司法試験が終了したが、その実受験者数は、速報値で5,967人と報道されており、昨年（6,899人）より約900人減少している。

本修習給付金制度は、このような法曹志望者の減少傾向も踏まえつつ、司法制度を担う人材育成の重要性、修習専念義

務を負って司法実務研修に取り組む司法修習生の立場などを考慮して創設されたものであり、法曹を志す者に対しても、前向きなメッセージになるものと思われる。

ただ、本制度の基本給付金は月額13.5万円、住居給付金は月額3.5万円であり、人材育成等の観点から十分かどうかについては、なお検証を要する。

また、衆・参両議院の法務委員会において、多数の議員から、65期から70期までの貸与制のみが適用された世代の法曹に対する救済措置の必要性についても質問がなされた。

質の高い法曹による力強い司法を作るためには、約1万人にも及ぶ貸与制のみが適用された世代と他の世代との不公平を解消する救済措置が是非とも必要である。

当会は、政府及び関係諸機関と連携して、引き続き、上記課題に取り組む所存である。

2017年5月31日

東京弁護士会会長 洲上 玲子

共謀罪の創設を含む組織的犯罪処罰法の改正案の衆議院での採決に抗議し、その廃案を求める会長声明

1 2017年5月23日、共謀罪の創設を含む組織的犯罪処罰法の改正案（以下「共謀罪法案」という。）が衆議院において可決された。

当会は、上記採決に抗議し、共謀罪法案の廃止を求めるものである。

2 当会は、本年1月11日、共謀罪法案の国会案に反対する会長声明において、共謀罪法案が、犯罪遂行の合意そのものを処罰し、法益侵害の具体的危険性が存在しない段階の「合意」だけで犯罪が成立するというものであり、「行為」を対象とし、原則として結果犯を処罰するという我が国の刑事法の基本原則や法体系を根底から覆すものであり、人権保障機能を危うくするものであること、その成立要件が極めて曖昧なため捜査機関の恣意的な解釈・運用によって特定の団体やその構成員を強制捜査の対象とすることも可能になるなど、結社の自由、表現の自由、さらに内心の自由をも侵害するおそれがあることを指摘した。

3 政府は、本法案について、「オリンピックやパラリンピックをテロの危険から守る」として「テロ等準備罪」との略称を用いているが、同時に「国際組織犯罪防止条約」を批准するための法改正であるとも説明する。しかし同条約は、マフィア等の組織犯罪による国際的なマネーロンダリングの防止を目的とする条約であり、テロ防止を目的とするものではないし、実際の法案の内容も、テロを防止するものではなく、広く実行行為以前の共謀や準備行為を処罰の対象とするものであるため、実態はこれまで3度廃案になった共謀罪には

かならず、法案の略称や政府の説明は、市民を誤導するものといわざるをえない。

さらに、同条約の立法ガイドによると、それぞれの国内の事情に合わせて批准すればよく、すでに予備陰謀罪の規定や資金洗浄に関する法規制がある我が国においては、条約批准のために広範に予備・陰謀罪を認める新たな共謀罪を制定する必要性を裏付ける立法事実は存在しないというべきである。

4 とりわけ、本法案の曖昧な規定は、構成要件の明確性の原則に反するものであり、市民の予測可能性を損ない、健全な活動を萎縮させ、民主政の基盤を揺るがすものといわざるをえない。

また、法益侵害の具体的危険性が存在しない段階の「合意」だけで犯罪が成立することにより、日常生活にまで内債が及ぶおそれがあることについては、これまで廃案としてきた過去の状況と変わりはないのであり、むしろ対象が拡大された改正通信傍受法などの運用とも相まって、より深刻な監視社会化を招き、プライバシー侵害の恐れが一層強まると言うべきである。

5 当会は、結社の自由、表現の自由、さらに内心の自由をも侵害するおそれ強い共謀罪法案の衆議院における採決に抗議し、市民に対してその危険性を訴え、ともにその廃案を求めるために全力を尽くすことをあらためて表明する。

2017年6月1日

東京弁護士会会長 洲上 玲子

当会会員逮捕に関する会長談話

当会は、当会所属の西山寛弁護士が警視庁に威力業務妨害及び器物損壊等の容疑で逮捕されたとの報道に接しました。

逮捕容疑が事実であるとすれば極めて遺憾な事態です。

当会としては、捜査の進展等を見守り、本件について適正に

対処する所存です。

2017年6月12日

東京弁護士会会長 洲上 玲子

防衛大臣による「米艦防護」命令に反対する会長声明

1 本年5月1日、稲田防衛大臣は、自衛隊法第95条の2に基づき、米軍の要請に応じて、海上自衛隊の護衛艦「いずも」に対し、いわゆる「米艦防護」を命じ、同艦は房総沖から四国沖まで米軍補給艦を護衛する初めての任務に就いた。

今回実施された「米艦防護」は、2015年9月に強行採決されたいわゆる安保法制に含まれる新たな任務であるとともに、改正PKO法に拠って昨年12月に実施された「駆けつけ警護」任務を伴う初の自衛隊海外派遣である「南スーダンPKO」に続く、二例目の安保法制の執行である。

2 安保法制について、当会は、政府が戦後一貫して違憲であるとして認めてこなかった集団的自衛権の行使を一部容認するものであるだけでなく、武器使用を認めるPKO駆けつけ警護は紛争に巻き込まれる危険を孕み、重要影響事態法や国際平和支援法に基づく後方支援等も兵站が含まれる以上、憲法第9条が禁ずる武力の行使につながるおそれがあり、憲法の基本原理である恒久平和主義に反し違憲である、と主張してきた。

また、政府が「解釈改憲」の閣議決定を経て主導し、多くの国民の反対にもかかわらず、十分な審議を尽くさないうまま強行採決によって成立させた、というその成立過程においても、立憲主義を踏みにじるものであることを指摘してきた。

3 さらに「米艦防護」は、防護任務遂行中の現場自衛官の判断によって米艦が攻撃を受けた場合に武器使用を認めるものであり、仮に武器の使用に至れば、自衛隊の防護任務は米軍の武力行使と一体化する可能性が高い。そうだとすれば、憲法第9条が禁ずる「武力の行使」に至る危険性があり、集団的自衛権の行使をなし崩し的に認めることにも繋がりがねず、違憲というべきである。

しかも、「米艦防護」は武力行使に至らないいわゆるグレーゾーンにおける任務であるとして、その実施の発令に、国会の承認はもとより、閣議決定すら要しないとされている。上記のとおり、「米艦防護」が「武力の行使」や集団的自衛権の行使に発展する危険性が高いことに照らせば、その発令において民主的統制を欠いていることは、国民主権原理に反する、というべきである。

4 当会は、2017（平成29）年2月1日、「政府が自衛隊法第95条の2の運用に関する指針を決定したことに抗議し、その撤回と安保法制の廃止を求める会長声明」を発したが、ここに重ねて違憲の安保法制は廃止されるべきであることを確認し、その執行として実施された「米艦防護」に対して、断固抗議するものである。

2017年6月13日
東京弁護士会会長 淵上 玲子

いわゆる「共謀罪」処罰法の成立に抗議し、ただちに廃止することを求める会長声明

1 6月15日早朝、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律を改正する法律」（以下「本法律」という）が参議院本会議で可決され、いわゆる「共謀罪」処罰法が成立した。

2 今回の参議院本会議での採決は、委員会において審査中にもかかわらず、中間報告を求めていきなり本会議の審議に付するという異例の手続で行われた。中間報告は特に必要があるときに求めることができるとされ、かつ議院における審議は特に緊急を要する場合にしか認められないものである。その必要性および緊急性に疑問がある今回の手続強行は、国会審議を蔑ろにするものであり、民主主義理念に著しく反する。

3 政府は、本法律をテロ対策のためのものとして「テロ等準備罪」法案と称し、また、国際組織犯罪防止条約の批准を目的とするものであるとしているが、同条約は、テロ対策を目的とするものではないし、本法律にはテロとは無関係の犯罪も多い。テロ対策という政府の説明は、主権者である国民を誤導するものであり、その実質は、これまで3度廃案となった共謀罪処罰法案そのものである。

4 本法律は、犯罪の実行行為に出なければ処罰しないという刑事法の基本原理を大きく変更し、277もの多数の罪について、単に「計画」をしただけでも犯罪となることを認める

点で、処罰範囲を広げ過ぎている。また、成立要件があいまいであり、憲法第31条が要請する明確性の原則に反しているため、市民の健全な表現行為を萎縮させる恐れがある。加えて、ある団体が組織的犯罪集団か否か、一般人が処罰の対象となるのかなどについても政府の説明は一貫せず、結局捜査機関の判断によることとなり、捜査機関による日常的な監視が拡大し、市民のプライバシーが侵害される危険性が高い。

当会は、本法律には以上のような多くの問題点があることを指摘して廃案を求め続けてきた。

然るに、これらの問題点についての是正もされず、十分な審議も尽くされないまま、非民主主義的な手続で制定が強行されたものである。

5 当会は、国民の自由と人権を脅かす本法律の成立に強く抗議するとともに、恣意的な執行がされないように注視していく所存である。また、今後も「基本的人権の擁護」と「社会正義の実現」という弁護士の使命に基づき、本法律をただちに廃止することを求め、活動していくことをここに表明する。

2017年6月19日
東京弁護士会会長 淵上 玲子